

イラン 2013年 人権報告

概要

イラン・イスラム共和国は、国民投票による1979年の憲法の採択により設立された神政共和国である。同憲法は1989年に改定され、ベラーヤテ・ファギーフ（「法学者の後見人」又は「法理学者による統治」）のシーア派の概念に基づく政治体制が生まれた。シーア派聖職者、中でも注目すべき「至高なる法理学者」（又は最高指導者）、及び聖職者の審査を受けた政治指導者が中央権力構造を支配していた。国家構造の中に普通選挙の仕組みは存在しているが、最高指導者が、立法、行政、司法の各部門ならびに軍を直接支配していた。最高指導者はまた、国内の治安部隊やその他の主要機関についても間接的に支配していた。1989年以降、最高指導者はアーヤトッラ・アリー・ハメネイ (Ayatollah Ali Khamenei)（ハメネイ師）である。（2013年）6月14日に行われた大統領選挙は非常に投票率が高かったものの、恣意的な基準に基づく選出によらない団体による候補者の身元調査、ならびに市民社会、印刷媒体や電子メディア、さらには信頼できる非政府オブザーバーによる選挙監視などの制約から、依然として選挙制度の自由と公正さは損なわれていた。当局が治安部隊を実質的に支配していた。治安部隊はしばしば人権侵害行為を行った。

最も重大な人権問題は政府による選挙プロセスの操作であった。これにより自由で公正な選挙により平和的に政権交代を実現する市民の権利は著しく制限され、集会、言論、報道の自由など、市民の自由は制約され、独断的かつ非合法に拘束、拷問、あるいは殺害された個人の身体的尊厳は損なわれた。

他に報告のあった人権問題は以下の通り：失踪、（法律で認められた切断又は鞭打ちなどの）残忍で非人道的又は名誉を傷つけるような扱い又は刑罰、鞭打ちや強姦といった政治的動機に基づく暴力や抑圧行為、（拘留中の死亡例もある）過酷な人命を脅かす拘留施設や刑務所内の環境、独断的な逮捕や長期に渡る公判前勾留（時には隔離）、治安部隊の継続的な刑事免責、公正な公判の拒否（時には適正な手続きを経ずに執行されることも）、独立した司法機関の不在、政治犯や政治的抑留者、民法手続や救済措置の効果のない執行、プライバシー/家族/住居/通信文の恣意的な介入、言論（インターネットによるものを含む）や報道の自由の著しい制約、ジャーナリストに対する嫌がらせ、検閲や報道内容の制約、学問の自由の著しい制約、集会/結社/宗教の自由の著しい制約、移動の自由の多少の制約、公務員の腐敗と政府の透明性の欠落、国際機関や非政府機関（NGO）による人権侵害の訴えに関する調査に対する制約、女性/子ども/人種的及び宗教的少数派/（他者から認識される性的指向や性自認に基づく）同性愛者/両性愛者/性転換者（LGBT）に対する法的及び社会的な差別や暴力、反ユダヤ主義の扇動、人身売買、及び、労働権の行使に対する厳しい規

制。

政府は人権を侵害した役人を起訴、処罰、又はその他の方法で責任をとらせる措置をほとんど踏んでいなかった。人権侵害に関連して勾留された治安部隊のメンバーは逮捕後すぐに釈放されることが多く、そのうえ、司法当局者は違反者を訴追しなかった。政府、治安部隊とも、どの階層でもとがめられずに済んでいた。

注記：本報告書は米国政府以外の情報源をかなり参考としている。イランにはアメリカ大使館がない。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

報道によれば、政府及び政府機関は、最も一般的には、適正な手続きに欠ける逮捕や裁判に続く処刑執行という形で、恣意的又は非合法的殺人行為を行っていた。政府は、報道のあった拷問その他の暴行後又はその最中に生じた死亡、あるいは被収容者の治療を拒否した後の死亡の申立てについてほとんど調査を行おうとしなかった。こうした人権侵害の被害者の圧倒的多数は少数民族社会の人間だった。

(2013年) 6月20日、繰り返しひどい拷問を受けた末に2010年に「国家安全保障を脅かす活動を行う目的で共謀集会した」として逮捕され懲役5年の判決を受けた労働運動家のアフシン・オサンルー (Afshin Osanloo) がカラジのシャヒード・ラジャエイ刑務所で死亡したと、人権擁護団体のイラン国際人権監視団体 (ICHRI) が伝えている。テヘラン州のソフラブ・スレイマニ (Sohrab Soleimani) 刑務所長が報じるところによると、オサンルーは、胸の痛みを訴え診察を受けた後、同じくカラジにあるラジャエイ・シャー刑務所から移送された。役人らによれば、オサンルーは心臓発作で亡くなったが、彼の家族がオサンルーは心臓に問題をかかえておらず、死の2週間前に刑務所に彼を尋ねた時には健康そうだったと述べ、その主張に異議を唱えた。

ICHRI とのインタビューでオサンルーの家族は、2日後に刑務所に行くまでオサンルーの死について連絡を受けていなかったと言った。6月24日、反対派の情報筋 Kaleme は、そのウェブサイト上に、エヴィーン刑務所第350区の44人の政治犯からのオサンルーへの弔意のメッセージを載せた。メッセージは、「専門家の提言にもかかわらず... 急病に襲われ入院や治療を拒否される政治犯であふれている」というものだった。当局は年度末になってもオサンルーの死亡について調査を始めている。

これまでの不法な殺害に対する刑事免責は依然として重大問題のままである。(2013年)8月8日、国際NGOであるヒューマンライツ・ウォッチ(HRW)を始め複数の国際人権団体が、1988年の何千人もの反対派政治家の裁判によらない刑の執行や1998年の複数の反体制派有名知識人の殺害への関与をほのめかす文書を引用して、ロウハニ大統領によるモスタファー・プールモハンマディ(Mostafa Pourmohammadi)法務大臣の指名に抗議する共同声明を発表した。(2013年)8月15日、議会はプールモハンマディの指名を確認した。

NGOであるイラン人権ドキュメンテーションセンター(Human Rights Documentation Center-IHRDC)は、政府によって、1年間に624人に刑が執行され、多くの裁判が適正手続という基本原則に準じていないと報じた。政府は334件の執行を公式発表しているが、執行日時、被処刑者の名前、罪状などの詳しい情報は公開していない。

法律では「国家安全保障に対する企て」「高官に対する暴行」「神に対する敵意(ムハラベ)」「地上における墮落(fisad fil-arz)」、そして「イマーム・ホメイニの追悼ならびにイスラム共和国の最高指導者に対する侮辱」などの犯罪に死刑を適用している。検事は、イスラムの教えやそうした教えを守る国家との闘いに言及して、政治犯やジャーナリストに対する罪状として「神に対する敵意」を使うことが多かった。(2013年)12月8日、国際NGOであるアムネスティ・インターナショナル(AI)は、当局が、警官1人、兵士1人が死亡した一連の銃撃に関わった役割に関して「神に対する敵意」や「地上における墮落」などの嫌疑で、同国のアフワズ・アラブ少数派のメンバー4人(アブドゥルレザ・アミール・カナフェレ、ガジ・アバシ、アブドゥル・モジダミ、及び ジャセム・モガダンパナ)の刑を執行したと報告した。最高裁は、メンバーらが弁護の機会を拒否された裁判で拷問によって得られた自白をもとにアフワズ革命裁判所が有罪判決を下したとの報告があったにもかかわらず、メンバーらの死刑判決を支持した。IHRDCによれば、当局はムハラベなどの嫌疑で2013年の間に少なくとも27人の刑を執行した。

法律では背教行為に対する死刑は規定していないが、裁判所はファトワー(イスラム宗教指導者が下す法的見解又は命令)の解釈に基づき過去にそのような刑罰を下したことがある。本年については背教行為に対する死刑宣告は報じられていない。

(2013年)10月23日、イランの人権状況に関する国連特別報告官のアフマド・シャヒード(Ahmed Shaheed)は、最新の刑法でもまだ姦通、麻薬密売、同性間の性行為、常習犯の飲酒、及びイスラムの預言者の侮辱は死罪とみなされると報告した。

ICHRIが(2013年)10月8日に出した声明によれば、当局は50件以上の刑の執行を公開で行

った。当局はまた、複数の案件について集団執行も行った。HRW その他の人権団体は、(2013年) 10月26日に、政府は当局が言うところの前日のパキスタンとの国境沿いにおける国境警備兵14人の殺害に対する報復としてザーヘダーン刑務所の囚人16人の刑を執行したと報告した。検察官の モハンマド・マルズィエ (Mohammad Marziyeh) 検察官によれば、この16人の囚人は、国境警備兵が攻撃された時には刑務所にいたが「体制に敵対的な」グループとつながりがあるとされた。

(2013年) 10月23日、国連特別報告官は、最新の刑法でも依然として未成年犯罪者の刑の執行が認められていると報告した。(2013年) 1月16日、政府は、17歳の時に強盗殺人に関与したとして死刑宣告を受けていた21才のアリ・ナデリ (Ali Naderi) の刑を執行した。

活動家らの通信協会である人権活動家通信 (The Human Rights Activists News Agency-HRANA) の報じるところによれば、当局は、クルド人政治犯であるハビボラ・ゴルパリプール (Habibollah Golparipour) とレザ・イスマイリ (Reza Esmaili) を (2013年) 10月26日、各々ウレミア刑務所とサルマス刑務所で処刑したが、家族には事前に通知をしていなかった。治安部隊は2009年に ゴルパリプールとイスマイリを別々に逮捕し、当局は両者をムハラベとクルド自由生活党加入の容疑で起訴した。イスマイリの親族によれば、治安部隊が刑務所の墓地に埋めた遺体を掘り起こしたところ殴打の後がはっきりと認められた。

ひどい刑務所環境に抗議する囚人の自殺が報告されていた。HRANAが(2013年) 7月8日に報告したところによれば、バスメ・アルジャブリ (Basma Aljaburi) は所内で諜報機関職員を取り調べを受けた後にエヴィーン刑務所の女性囚人区で7月1日に自殺した。アルジャブリはスパイ容疑で懲役5年の刑を受けていた。

姦通は依然として投石による死刑で罰せられる。(2013年) 6月3日のHRWの報告によれば、当局は姦通容疑で投石による処刑を受ける可能性のある男女少なくとも10人を拘束していた。2013年における投石処刑の報告は確認されていなかったが、投石刑を宣告されていた5人の囚人を弁護していた人権問題専門弁護士によれば、当局は所内又は遠隔地でひそかに刑を執行するのが普通だという。

エヴィーン刑務所で拘留中のブロガー、サッタール・ベヘシュティ (Sattar Beheshti) の2012年11月の死亡の調査に関して動きがあった。国の検視官は彼の死は事故死ではないとの判断を下しているが、彼が拷問を受けていたと証言したエヴィーンの囚人41人が署名した書簡が取調べにつながった。(2013年) 10月10日、ICHRIはテヘラン刑事裁判所の第1057支部がベヘシュティの取調官の一人を「準故殺」の容疑で起訴したと報告した。

(2013年) 11月11日のICHRIの報告によれば、ベヘシュティの弁護士が、検視官事務所の報告書入手、そこには、ベヘシュティが肺、肝臓、腎臓、脳の出血後に内出血で死亡したと書かれていた。弁護士が容疑に繰り返し異議を申し立てた末、取調官の件はシャリーア調査裁判所に差し戻されベヘシュティの死亡が「準故殺」又は「故殺」によるものなのか最終判定が求められた。(2013年) 12月4日の改革推進派のシャルグ紙の報道によれば、裁判所は計画殺人の容疑は取り下げたが、年末時点で取り調べ担当者に対する殺人容疑についてはまだ判決は出されていない。

b. 失踪

2013年間の政治的動機に基づく誘拐が報告されていた。私服警官が警告なしにしばしばジャーナリストや活動家を逮捕し、政府役人らは拘留の事実を認めず、あるいは拘束された者の情報を提供しなかった。他にも当局が家族との連絡を認めぬまま隔離拘禁したケースもあった。

例えば、(2013年) 7月3日のHRANAの報告によれば、平服警官がアゼリ人活動家であるマジド・セフィダニ(Majid Sefidani)、バーラム・アホウニネジャド(Bahram Akhouninejad)、及び ナセル・カゼンプール(Naser Kazempour)を逮捕し連れ去った。家族らは彼らの状況について何の連絡も受けていないという。(2013年)9月23日のHRANAの報告によれば、タブリーズ革命裁判所の第一支部がいずれも「反体制プロパガンダ」の容疑で、セフィダニに対して懲役6か月、カゼンプールとアホウニネジャドにはそれぞれ懲役100日の刑を言い渡した。

過去の案件に幾つか動きがあった。国際NGOであるジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists-CPJ)の(2013年)5月8日の報告によれば、「反体制プロパガンダ」の容疑で収監された後2012年に姿を消したジャーナリストのマスード・ラヴァサニ(Massoud Lavasani)が亡命した。(2013年)1月12日、バイクに乗った身元不明の数人にラヴァサニの妻であるジャーナリストのファテメフ・ケラドマンド(Fatemeh Kheradmand)が幼い息子とテヘランの街を歩いていた時に襲われたとの報道があった。その後のCPJの報道によれば、(2013年)7月3日、裁判官はケラドマンドに *Ghulam-e Sabz* のインターネットマガジンでの活動による「反体制プロパガンダ」の嫌疑で懲役1年の刑を言い渡した。ケラドマンドは判決に抗議し、年末の最終判決までは自由の身であると報じられていた。

(2013年)3月18日の国内人権擁護組織である人権レポーター委員会(Committee of Human Rights Reporters-CHRR)の報告によれば、活動家でありブロガーの コウヤール・グダルジ

(Kouhyar Goudarzi)が亡命した。当局は2011年にグダルジを勾留し、2か月以上隔離していたと報じられている。革命裁判所の第54支部は2012年3月にグダルジに懲役5年の刑を宣告し、「反体制プロパガンダ」の嫌疑でザーボルに国内追放した。2012年9月に判決が再確認され、グダルジは保釈中の身となっている。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法では「自白を引き出す又は情報を獲得する目的」でのあらゆる形態の拷問を禁止しているが、治安部隊や刑務所職員が被収容者や囚人を拷問虐待しているという複数の信頼できる報告があった。国連特別報告官は（2013年）10月23日、バハーイーやスーフィーなど宗教的少数派社会のメンバーが拘禁中に拷問を受けているとの申立てを取り上げた。

刑務所内で一般的な拷問や虐待の方法は、長期に渡る独房監禁、強姦、性的侮辱、死刑の脅威、睡眠遮断、激しく繰り返される殴打などであった。多くの刑務所が超過密状態にあることや囚人に対する治療が繰り返し拒否されていることなどが報じられていた。

テヘランのエヴィーン刑務所など一部の刑務所は、反体制派に対して残忍な拷問を長期的に続けていることで名高い。申立てによると、当局はまた非公式の秘密の刑務所や拘置所を国の刑務所制度の枠外で管理し、繰り返し虐待が行われている。政府は、特に政治犯に対して、またエヴィーン刑務所第 209 区など刑務当局の管理外にある拘置所（報道機関や人道擁護団体の報道によれば国の諜報機関の管理下にあるという）でもしばしば、極度の感覚遮断や隔離といった精神的拷問をいう「白拷問（white torture）」が行われていた。

（2013年）6月28日のHRANAの報告によれば、学生活動家 アラーシュ・モハンマディ (Arash Mohammadi)がタブリーズ刑務所拘留中の自分に対する暴行や拷問に抗議して6月17日に始めたハンガーストライキを終えた。治安部隊は（2013年）6月15日に「反体制プロパガンダ」及びハッサン・ロウハニ (Hassan Rouhani) の大統領選勝利に続く祝典の際の国家安全保障に対する陰謀の嫌疑で彼を逮捕した。モハンマディの弁護士ナギ・マームディによれば、取り調べ中の酷い拷問によりマームディの健康状態は急速に悪化していたという。（2013年）9月28日、東アゼルバイジャン州の控訴審では懲役6か月の刑が言い渡された。年末時点でまだタブリーズ刑務所に投獄されたままであった。

政府は鞭打ちや切断は拷問ではなく「刑罰」だと弁護した。法的に認められた体刑として、固縛や、窃盗を繰り返す犯罪については切断があった。（2013年）10月23日の国連特別報告官の注記は、窃盗犯に対する手足切断の報告、2012年7月から2013年6月30日までの間に「扇動」「貞操にふさわしからざる行為」「飲酒」「不倫関係」及び「挿入によらない同

性間の性行為」などの犯罪容疑で、123 人が鞭打ちの刑を受けた報告が記されていた。(2013 年) 1 月 27 日の HRANA の報告によれば、当局は複数の窃盗行為で有罪判決を受けていたサーリー刑務所の囚人の指を 4 本切断した。

以前に報告のあった拷問事件に動きがあった。(2013 年) 9 月 12 日の HRANA の報告によれば、ハシーム・シャバニネジャド(Hashem Shabaninejad)とハディ・ラシェディ(Hadi Rashedi)はいずれも情報治安省(MOIS)の勾留中に数週間に渡り心身に虐待を受け、ラシェディは腸閉塞に陥り、シャバニネジャドは歯を 3 本折られ、危険な状態にあった。2012 年 8 月、2 人はカールーン刑務所の 5 人のアラブ系死刑囚の中に入っており、IHRDC の報告によれば、彼らは MOIS 拘留中に拷問を受け、ラシェディは骨盤骨折、シャバニネジャドは昏睡状態にあった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所内は命を脅かすほど酷い状況であると報じられていた。そうした過酷な状況や、独房監禁、拷問にさらされる中、自殺に追い込まれた囚人もいと報じられていた。刑務当局は繰り返される虐待や不衛生な刑務所生活で囚人が被った怪我の治療を拒むことが多かった。自分達の扱いに抗議して囚人がハンガーストライキをするのは普通だった。囚人とその家族は当局や時には国連機関に囚人の扱いを指摘し抗議する手紙を定期的に出した。国連人権高等弁務官による(2013) 7 月 31 日の年次報告書では、当局が、国連特別報告官事務所と接触した容疑で囚人を拷問、脅迫、独房監禁したケースについて指摘していた。

身体的状態：エセックス大学附属国際刑務所調査センター(ICPS)が、裁判前の被拘禁者からなる母集団の約 26%について、2012 年 12 月からの政府のデータをもとに、国内の囚人数を 21 万 7,000 人と推計した。ICPS では公式の収容能力は 11 万 3,000 人と報告している。2012 年 7 月、マスコミは、刑務所機構(Prisons Organization)のトップであるゴーラムホセイーン・イスマイリ(Gholamhossein Esmaili)によれば一部の刑務所には規定の収容者数の 6 倍もの囚人が入れられていると報じた。2013 年の囚人数は横ばいのものであった。2012 年、活動家と NGO は、囚人数の激増を指摘しており、主に麻薬関連犯罪の起訴件数が増えたことにより、過去 3 年に比べ 35%増えている。この超過密状態により多くの囚人が床や通路や刑務所構内で寝かされていたと報じられている。

未成年犯罪者が大人と一緒に拘禁されているとの報告があった。裁判前の被勾留者が有罪判決を受けた囚人と一緒に入れられることは時折あった。女性は男性とは別に収監されていた。

政治犯は別の刑務所や収容棟に入れられることが多かった。例えば、エヴィーン刑務所の2A、209、240、及び350各区やゴハーダッシュト刑務所の第8区(イスラム革命防衛隊(IRGC)区として知られる)、あるいは長期的な隔離収容などがある。人権擁護活動家や国際メディアはまた、政治犯が告訴された暴力犯と一緒に収容されているケースについて報告していた。(2013年)10月23日のAIの報告によれば、カラジのゲゼル・ヘサール刑務所の当局が収容所の医師の助言にもかかわらず、収容されていたブロガーのモハンマド・レザ・プールシャジャリ(Mohammad Reza Pourshajari)を治療のために出すことを拒否した。AIは、プールシャジャリは収容中に二度の心臓発作があり、最近では2月にあったが、その後、5日間病院に移されており、動脈閉塞の治療を求めたと記している。AIはまた、刑務所職員がプールシャジャリに診断を受けた高血糖についてこれ以上治療を施さないと伝えたこと報告していた。2013年の間に、複数の囚人、特に政治犯が、刑務所の環境に抗議するハンガーストライキを行った。ハンガーストライキを行う一部囚人の健康状態は急速に悪化した。当局はすぐに医療措置を施さなかった。

多くの人権擁護NGOや反対派のウェブサイトで、ひどい収容環境や囚人の虐待について報告していた。テヘラン革命裁判所の第26支部では二重国籍者のキリスト教牧師に対して自宅での布教活動により国家安全保障を損なった容疑で(2013年)1月27日に懲役8年の判決を下した。当局は2012年9月からエヴィーン刑務所に収容したが、そこでは国際人権擁護団体の報告によれば、刑務所職員が彼の心身に虐待を加えており治療もさせていない。(2013年)11月3日、当局は牧師をラジャエイ・シャー刑務所に移したが、そこでは、国際人権擁護団体によれば他の囚人が彼を暴力で脅しており、職員は治療を拒否したという。

人権擁護NGOのアブドラーマン・ボローマンド財団(Abdorrahman Boroumand Foundation)が7月19日に発表したインタビューで、海外留学から帰国した2011年に逮捕され、その後「敵対政府との通信」を含む容疑で有罪判決を受けたオミード・コカビー(Omid Kokabee)の母親がコカビーの健康状態は悪化しており、腎臓、消化器、歯に問題を抱え、体重もかなり減ったと語っていた。

運営：囚人の記録管理は不適切であり、2013年については国内の囚人数に関する公式統計はなかった。記録保管の改善に向け何か措置が講じられたか、刑罰制度で苦情に対応するための刑務所オンブズマンを採用したか、あるいは当局で非暴力犯罪者については別の量刑手続を採用していたかに関する報告はなかった。

当局は、暴力犯罪者、非暴力犯罪者をいっしょくたに扱っていた。囚人は毎週訪問者の面会を受けられたが、この特典も電話その他の通信機会とともに取り消されることが多かつ

た。投獄中にイスラム教以外の宗教を信仰できたかどうかは分かっていない。囚人は司法当局に苦情を申し立てることができたが、そうすれば検閲や報復を受けることが多かった。当局は非人道的な状態に対する申立てに対して信頼できる捜査を進めなかった。処刑された囚人の家族は必ずしも死亡通知を受け取っているわけではなかった。

独立した監視： 政府は、国連機関や特別報告官を始め、独立したオブザーバーによる監視を認めていなかった。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

憲法では恣意的な逮捕や拘留を禁じているが、これらは 2013 年に頻繁に行われた。

警察及び治安組織の役割

法の執行及び秩序維持の責任は、MOIS、内務省傘下の法執行部隊、IRGC など複数の機関が分担しており、最高指導者に報告を行っていた。国内市町村に支部を持つ任意の民兵組織であるバスイージ (Basij) は時に、IRGC の地上部隊に従属する付立法執行部隊として活動することがあった。バスイージの部隊は、上官から正式な指導や監督を受けることなく、政治的抵抗勢力の弾圧に関わるが多かった。

治安部隊は犯罪や腐敗行為の防止に十分に効果をあげていないと考えられており、刑事免責も依然として問題のまま。正規及び準軍事的な治安部隊 (バスイージなど) が抗議者や市民デモに対する暴力行為など数々の人権侵害行為をしていると人権擁護団体が頻繁に非難した。治安部隊の職権乱用の捜査や処罰に関わるわかりやすい仕組みはなく、職権乱用者を律する政府の措置についての報告もなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

憲法や刑法では逮捕状や召喚令状を義務付けており、逮捕人には 24 時間以内に罪状を告げなければならないと定めている。当局は、一部の被収容者について、罪状も裁判もなく、往々にして家族との面会や弁護人との適宜の接触をも拒否して、時には隔離拘禁し、何週間あるいは何か月も収容し、こうした手続きに反することが多かった。法律により、国家は、貧しい被告には特定の犯罪に限り弁護士をつけることが義務付けられている。裁判所は、さほどでもない犯罪にさえ、とんでもなく高い保釈金をつけ、保釈金を決定しないことも多かった。当局は被収容者とその家族に不動産権利書を提出して保釈金を支払わせることが多かった。保釈されたとしても自分たちの財産がいつまで留置されるのか、いつ裁

判が行われるのかが必ずしも分かっておらず、家族の財産が奪われることを恐れてうまく口を閉ざされることとなった。

政府は適切な手続きも経ずに自宅軟禁にし、移動や連絡を制約した。年末には、前大統領候補のメフディ・キャッルービー(Mehdi Karroubi)とミールホセイン・ムーサヴィー(Mir Hossein Mousavi)及びその妻ザフラ・ラフナヴァルド(Zahra Rahnavard)が2011年に自宅軟禁状態に置かれた。治安部隊は外部の訪問を制約し、外部情報の入手をも制限した。キャッルービーもムーサヴィーも本年において健康状態が悪いと報じられていたが、適切な治療を拒否されることがあった。

恣意的な逮捕：当局はいわゆる反体制活動を防ぐためによく恣意的な逮捕を利用した。平服警官が予告もなしに自宅や事務所に来て、逮捕、強制捜査し、個人的な書類や旅券、コンピュータ、電子メディア、その他の私物を逮捕状も他に適正な手続きを保証するものもなく押収することが多かった。個人は罪状も裁判もなく長期間拘留施設に収容されることが多く、時には何日もその所在を外部に伝えることが妨げられた。当局がこうした期間中の被収容者の弁護士との接見を拒否することも多く、釈放され裁判を待つとしても渡航禁止令を出した。

CHRRによれば、治安警察官が3月24日の真夜中、活動家ブロガーのレザ・アクヴァニアン(Reza Akvanian)を逮捕した。当局はアクヴァニアンを2週間隔離拘禁した末にやっと家族が面会を認められたが、あざやその他の殴打の跡が見られたと報告している。CHRRは、ヤースージュ革命裁判所の第1支部のターマサビ裁判官は「ブログの内容により最高指導者及び大統領を侮辱し」「報道を流すことで部外者と関係した」容疑で懲役1年、執行猶予5年の判決を下した。

裁判前の勾留：裁判前の勾留はしばしば、特に国家安全保障関連法の違反がからむ案件で、恣意的に長期化された。国の刑務所に収容された囚人の約26%が裁判前の被収容者だった。HRWによれば、裁判官は任意で勾留期間を延長することができ、裁判前の勾留が数か月にも及ぶことが多かった。裁判前の被収容者は一般囚人と一緒に勾留されていることも多かった。

ICHRIの報告によれば、諜報部員が2012年9月ブロガーのカーヴェ・タヘリ(Kaveh Taheri)を逮捕し、当局は、裁判をせずに4か月以上に渡り勾留、うち52日間はナンバー100として知られるMOIS拘置所に収容されており、その後シーラーズのアデルバード刑務所に移送された。5月30日のHRANAの報告によれば、革命裁判所第1支部のマフムード・サダーティ裁判官は、最高指導者の冒涇及び「反体制プロパガンダ」の容疑で懲役3年を言い

渡した。

前年の案件に動きがあった。スーフィーのニュースウェブサイト Majzooban Noor の7月13日の報告によれば、7月に、テヘラン革命裁判所の第1支部が2011年からエヴィーン刑務所に裁判前勾留されている人権専門弁護士オミード・ベフルージ(Omid Behroozi)に懲役7年半を言い渡した。

恩赦：9月23日、司法当局報道官のモフセニ・エジェイ(Mohseni Ejei)は、当局が囚人80人に恩赦を与えたと発表した。具体的な氏名や釈放日程は明かさなかった。

e. 公正な公判の否定

憲法では司法当局は「独立した権限を持つ組織」であり「いかなる不健全な関係及びつながりも持たない」と定めている。裁判制度は政治の影響を受けやすく、裁判官は「宗教的な基準に基づき」指名されていた。最高指導者が、司法長官、各局のトップ、及び最高裁判事を指名しており、検事総長は聖職者だった。国際監視団は依然として国の司法制度や裁判官の独立性の欠如を批判しており、公平性の国際基準を無視して審理が行われていると主張していた。

裁判手続

憲法及び刑事手続法によれば、被告には、公平な裁判、無罪推定、自選弁護士、及び主な刑罰のからむほとんどの裁判における上訴などの権利があるが、尊重されていない。合議体が判決を下し、民事及び刑事裁判には陪審制度がない。人権活動家らの報告によれば、裁判では、当局は前もって判決を決めているようで、被告には告訴人と対峙する機会もなければ、政府の持つ証拠にアクセスすることもできなかった。

政府は政治犯を容疑も曖昧なまま告発することが多かった。例えば、「反革命的行動」「道徳的腐敗」「奢った国際社会への加担」「神に対する敵意 (moharebeh)」、そして「イスラムに反する罪」などである。検察官は大した違反行為でなくても政府を批判すれば厳格な処罰を科した。革命後の法規では状況に対応していなかった。政府は裁判官らにイスラム法(シャリーア)に関する知識と解釈を優先するよう助言した。シャリーア法では、裁判官は自分の「神的知識」をもとに有罪とすることができるし、あるいは殺人を犯して「死刑に値する」とみなされた者により寛大な判決を与えることもできる。つまり、被害者がシャリーアに反する何か重大なことを行っただと考えられたわけである。強要された自白を公開するようになっている裁判もあった。

当年においては、人権擁護団体が刑事裁判における手続き上の保護措置がないことを指摘した。裁判所は強要や拷問によりなされた自白を証拠として認めた。 AIによる4月11日の報告では、多くの自白は強要によるものだった。

2011年からエヴィーン刑務所に収容されている二重国籍者で、同年にその「自白」が国営メディアで放送された者は年末においても収容されたままであった。最高裁が2012年3月にこの事案を下級裁判所に差し戻したにもかかわらず、年末時点で彼の法的地位は依然不確かなままであった。

多くの人権擁護団体が引き続き宗教指導者特別裁判所の合法性と秘密主義を問い続けている。同裁判所はシーア派の法学者が指揮をとり、最高指導者が監督を務める。憲法では、裁判所について規定しておらず、裁判所は司法の権限外で活動している。裁判所は聖職者による犯行を取調べ、イスラム法源に基づき判決を下す責任を負っている。聖職者は、同裁判所はシーア派以外の聖職者を規制し、報道や革新的政治活動といった、論議を招くアイデアを発表し、宗教の領域外の活動に参加したシーア派聖職者を起訴するために利用されたと主張した。

(2013年) 9月2日、ジャーナリスト集団 **IranWire** は、タブリーズの聖職指導者特別裁判所がスンニ派の聖職者アブドルサラム・ゴルナヴァズに懲役6年の刑を言い渡し、「扇動手段としてクルディスタンの当局を批判し」「宗派の対立を招く狙いでスンニ派の見解を宣伝した」容疑で聖職服の着用を永久に禁じられた。”

反体制の聖職者アラーシュ・ホナルヴァル・ショジャイー(Arash Honarvar Shojaee)の2012年の事案に動きがあった。(2013年) 9月11日、**ICHRI** は、ショジャイーが司法当局に「イスラム共和国創設者侮辱」の嫌疑を加えられたと発言している旨報告した。それに対して彼はさらに懲役1年の刑を言い渡されたが、2012年に **Nationalist-Religious and Rasam** ウェブサイトで受けたインタビューで、ホメイニ前最高指導者の「ポピュリスト」としての行為に言及していた。ショジャイーは2010年に逮捕され聖職指導者特別裁判所から、スパイ活動、「聖職者の侮辱」及び「国家安全保障を脅かす行為」の容疑で、懲役4年、むち打ち50回、及び聖職剥奪の刑を言い渡された。2013年末現在、エヴィーン刑務所の聖職指導者特別区(第325区)に収容されていた。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

政治理念を理由に投獄された市民の数に関する統計は手に入らなかった。**ICHRI** は国内に

500人と見ており、中には平和活動や表現の自由の行使を理由に恣意的に拘禁された者もいる。宗教的信仰で投獄された者を含め、政治犯は1,000人以上いると推定している人権活動家もいる。

(2013年) 9月19日、民主主義推進組織であるフリーダムハウス (Freedom House) は、ジャーナリスト、人権擁護活動家、政治活動家など、推定800人の反体制活動家が国内で投獄されていると報告した。CPJによれば(2013年) 12月1日時点で35人のジャーナリストが投獄されているという。ICHRIは(2013年) 8月21日の報告で、少なくとも29人の学生が政治活動がらみの容疑で投獄されており、うち何人かは合法に一時帰宅の要請をしたにもかかわらず認められていなかった。

2013年に、政府は、学生、ジャーナリスト、弁護士、政治活動家、女性活動家、アーティスト、宗教少数派のメンバーを逮捕した(1.a. 項から1.e. 6項、及び7.a.項を参照)。多くは、「反体制プロパガンダ」や「最高指導者の冒涇」といった容疑をかけられ、そうした事案は国家安全保障に関わる裁判として扱われた。反対派の新聞報道によれば、政府は他にも、実際の犯罪は政治的なものであるのに、麻薬取引などの犯罪容疑で逮捕し、有罪判決を下し、処刑を行った。報道によれば、いわゆるテロ集団に共感したという根拠のない容疑で何年も政府に投獄されている者がいる。当局は適正なプロセスや弁護士をつける機会を拒否し、政治犯を長期に渡り独房監禁することが多かった。政治犯はまた拘留中に拷問や虐待を受けるリスクも高かった。政府は政治犯を自宅や家族から遠く離れた刑務所に入れることが多かった。また、国際人道組織や国連代表部の政治犯との接触を認めなかった。

反対派のウェブサイト Kaleme は、(2013年) 12月5日に、IRGC高官が少なくとも5人のブロガーを逮捕したと報告している。反対派のグリーン・ムーブメント (Green Movement) を追っていた マスード・ガセムハニ(Masoud Ghasemkhani)、ファリボーズ・カルダル (Fariborz Kardar)、ロヤ・イラニ(Roya Irani)、サイド・マスード(Seyed Masoud)、サイド・タレビ(Seyed Talebi)、及びアミール・ゴレスタニ(Amir Golestani)である。5人はいずれも2013年末時点でエヴィーン刑務所に収容されていた。

過去の事件について動きがあった。拘禁され大学での研究継続を禁じられていた学生活動家のペイマン・アーレフ(Peyman Aref)は3日間身柄を拘束され、その間、自宅が捜査されラップトップが押収されたと(2013年) 4月25日、HRANAが報じている。(2013年) 9月25日には、HRANAはアーレフが複数の政治家との会合により国家安全保障に反する陰謀を企てた容疑でエヴィーン刑務所の検察当局に呼び出されたと報告している。報道によれば2013年末時点で保釈中という。

(2013年) 5月5日、国内メディアによれば、裁判所がアリー・アクバル・ラフサンジャニ(Ali Akbar Rafsanjani)前大統領の息子であるメヘディ・ハシェミ(Mehdi Hashemi)の裁判遅延の申立てを承諾した。(2013年) 1月10日には、テヘランの検察官が、テヘラン革命裁判所のウェブサイト上で、同裁判所がハシェミを12件の容疑で起訴したと発表した。この発表では容疑を明確にしていなかったが、国内メディアは同国の2009年の選挙後の社会不安の扇動などが含まれると伝えている。当局はハシェミが海外で3年を過ごした末に2012年9月に帰国した時に逮捕し、2012年12月に保釈した。彼は2013年末時点でまだ収容されていた。

(2013年) 9月3日、ICHRIは当局が8月28日ブロガーのホセイン・ロナギ・マレキ(Hossein Ronaghi Maleki)をシャヒード・モダレス病院に移送したと報告した。エヴィーン刑務所の第350区で自らの置かれた環境に抗議して8月8日に開始したハンガーストライキのせいで体調を崩していた。マレキは2012年にも、報道によれば取調べ中に負った怪我を治療するために腎臓手術の2日後に刑務所に戻された後、職員らが彼の治療を拒否したことに抗議して再度ハンガーストライキを行っていた。2013年末時点で彼はまだ収容されていた。

(2013年) 12月19日、反体制派の聖職者で体制批判者であるアヤトラ・ホセイン・カゼメイニ・ボルージェディ(Ayatollah Hossein Kazemeini Boroujerdi)の同僚が、ボルージェディは治療を拒否されており依然として健康不良と厳しい刑務所環境に苦しんでいると報告した。この同僚は更に、当局はボルージェディを拷問し、訪問予定の欧州の代表者と面会するつもりはないと記した手紙を彼に書かせるよう家族を脅迫したとも報告した。2012年10月、ボルージェディは名前の明かされていない囚人仲間から毒をもらえ、予断を許さない状態にあると言われていた。ボルージェディは宗教と政治の分離を唱導して、2006年に逮捕されていた。

ICHRIは(2013年) 3月28日の報告で、テヘランの裁判所が女性権利活動家ハレー・サハビ(Haleh Sahabi)の2011年の死去は事故ではないと伝えた。ICHRIの報告では、サハビの夫が、保安当局者の暴行を受けた後誰かが彼女を殴るのを見たという4人の承認の証言があったにもかかわらず、裁判所がサハビの死亡につながったと思われる事件の映像を検証するのを拒否したと発言したインタビューを引用していた。

当局が政治犯に執行猶予を与え、刑の執行が済むまで短期又は長期に渡る一時帰休を認め釈放したことはあったが、いつでも刑務所に戻るよう命令することができた。執行猶予は個人を怯えさせ黙らせるために利用された。政府は、政治犯に対する根拠のない訴訟手続きを一時差し止め、当局に再逮捕させることにより政治犯を操りもした。さらに、政府は、活動家らを繰り返し尋問に呼び出し威圧しようとした。かつて政治犯だった者の中には政府に渡航を禁止され強制国内追放を科された者もいた。

当局は（2013年）9月18日、16人の政治犯を釈放した。その中には有名な人権弁護士のナスリン・ソトウデ(Nasrin Sotoudeh)がおり、2011年に下された懲役11年が上訴により6年に減刑された。ソトウデは2013年末時点で依然渡航が禁止されていた。IHRDCによれば、9月18日に釈放された者の中には、前外務次官のモフセン・アミンザデヘ(Mohsen Aminzadeh)、ジャーナリストのマフサ・アムラバディ(Mahsa Amrabadi)、女性権利活動家のマフボウベ・カリミ(Mahboubeh Karimi)もいた。IHRDCの報告によれば、ソトウデの他に、16人のほとんどは既に釈放時点でほぼ刑期が終わりつつあった。IHRDCの確認によれば、2013年末時点で、9月18日以降に少なくとも44人の政治犯が釈放された。

当局は刑期の終わる2か月前の（2013年）10月3日にジャーナリストのイサ・サハルヒズ(Isa Saharkhiz)を釈放した。AIによれば、サハラヒズは2009年に逮捕され「指導者の冒涇」と「反体制プロパガンダ」の嫌疑をかけられた。彼は2010年に懲役3年の刑を受け、2011年にさらに2年伸びることとなったが、後1年半に短縮された。

民事上の訴訟手続及び救済方法

憲法によれば、行政司法裁判所は、司法長官の監督下にあり、官僚、組織、法規に関する国民の苦情を調査する。国民が政府を訴える能力には限りがあり、民事あるいは人権に関わる違反行為について政府に対して訴えを起こすことはできなかった。紛争解決委員会があり、裁判所に回す前に調停により軽微な民事及び刑事事件を解決することができた。

財産の回復

憲法では政府が不法又はイスラム法に反する方法で取得された財産を没収することを認めている。政府は宗教的少数派を標的にこの条項を行使しているようだ。2013年には当局が、スンニ派、バハーイー教徒、及びイスラム神秘主義者（スーフィー）の少数派社会の財産を押収したという報告が幾つかなされた。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

憲法では、「名声、生命、財産、（及び）住居」は「法に定める場合」を除き、不法侵害から保護されると定めているが、政府はこの権利を頻繁に侵害していた。治安部隊が市民の社会活動を監視しており、自宅や事務所に入り込み、電話の会話やインターネットでのやりとりを監視し、裁判所の許可なく郵送物を開封していた。政府職員が改革支持者や反対派指導者、活動家、政治犯、ジャーナリスト、その家族の自宅や事務所押し入り、捜

索し、引っ掻き回し、威圧した。

CPJの（2013年）1月28日の報告によれば、治安当局者が（2013年）1月26日、27日と、新聞社のバハール、シャルグ、アルマン、エテマド及びアセマンの事務所に強制捜査に入った。CHRR はそれぞれ事務所又は自宅で18人のジャーナリストが逮捕されたと報じた。具体的には、ミラド・ファダイ・アスル(Milad Fadai Asl)、アリ・デフガン(Ali Dehghan)、ポウリア・アレミ(Pouria Alemi)、ペジマン・ムサヴィ(Pejman Mousavi)、ファテメフ・サガルチ(Fatemeh Sagharchi)、ケイヴァン・メフレガン(Kayvan Mehregan)、ソレイマン・モハンマディ(Soleiman Mohammadi)、エミリー・アムライー(Emily Amraee)、サッサン・アガイー (Sassan Aghaee)、ナスリン・タクハヨリ(Nasrin Takhayori)、ジャヴァド・ダリーリ(Javad Daliri)、アクバル・モンタジェビ(Akbar Montajebi)、レイハネフ・タバタバイー(Reyhaneh Tabatabaee)、ホセイン・ヤギチ(Hossein Yaghchi)、モタハレフ・シャフィイー(Motahareh Shafiee)、ナルゲス・ジョウダキ(Narges Joudaki)、エフサン・マザンダラニ(Ehsan Mazandarani)、及びサバ・アザルペイク(Saba Azarpeik)である。CPJによれば、半官的なファーズ通信社 (Fars News Agency) がジャーナリストらは「反革命的なメディア」に協力したかどで逮捕されたと報じていた。当局は逮捕後まもなく18人全員を保釈し、2013年末時点で保釈の身となっていた。

当局はグリーン・ムーブメントの指導者である メフディ・キャッルービー(Mehdi Karroubi)とミールホセイン・ムーサヴィー(Mir Hossein Mousavi)の子供たちに嫌がらせを続けた。（2013年）2月11日のBBCの報道によれば、保安当局者がムーサヴィーの娘である ザフラとナルゲスを逮捕し、自宅を捜査してから同日中に釈放した。HRWによれば、当局は2月11日、キャッルービーの息子モハンマド・ホセインも逮捕し、同日中に釈放したと報じられている。（2013年）10月24日、ナルゲス・ムーサヴィー (Narges Mousavi) はフェイスブックにその日早くに両親が面会に訪れた時に警備員にザフラと自分が暴力をふるわれたと書いていた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法では表現の自由と報道の自由を規定しているが、言葉が「イスラムの基本原則と公衆の権利に有害」とみなされる場合を除く。法律では、いかなる形態であれ反国家プロパガンダを行う者は最長一年拘禁される可能性があるとして定めているが、法律では「プロパガンダ」を定義していない。法律では、国家又は国家安全保障を脅かす犯罪を駆り立てイスラムを「冒瀆」した罪に問われた者の起訴についても規定している。後者の犯罪は死刑に処

すことができる。政府は言論や報道の自由をかなり制約しており、法律をもとに政府を直接批判したり人権問題を取り上げた者を恫喝したり起訴したりしている。CPJによれば、政府は報道関係者への脅迫活動を一年中続けた。

言論の自由：法律では、報道関係者を含め、言論の自由を制限していた。個人は、国の統治システム、最高指導者、あるいは国教を公然と批判することを認められなかった。治安部隊や国の司法当局はこうした制約を破った者を罰し、大統領、内閣、イスラム諮問評議会を公然と批判した者もしばしば処罰した。政府は、反対派メンバー、改革支持者、活動家、人権擁護活動家の会合、運動、通信を監視傍受した。手紙、電子メール、その他の公私の通信内容をもとに、国家安全保障を脅かす犯罪や体制を冒涇した者をしばしば告訴した。2013年に、自らの扱いやその他政府のやり方を公開書簡で批判した囚人の刑期を伸ばす事件もあった。

例えば、(2013年)2月20日、革命裁判所第15支部の裁判官は、セーフザデがハタミ前大統領に宛てて書いた国の司法制度を批判する2011年の公開書簡に関連して「国家安全保障に反する共謀」ならびに「反体制プロパガンダを広めた」として、受刑中の弁護士かつ人権センター (Human Rights Center-DHRC) の創設メンバーである モハンマド・セーフザデ (Mohammad Seifzadeh) の刑期をさらに6年伸ばす判決を出した。(2013年)9月29日、反対派のニュースサイト Kaleme は控訴裁判所第54支部の裁判官が判決を支持したと伝えるセーフザデからの書簡を公開した。

ブロガーのアバス・コスラヴィ・ファレサニ (Abbas Khosravi Faresani) は 2013 年末時点で釈放され裁判を待っている状態にあった。CPJによれば、ファレサニは2012年6月に当局者に逮捕され、拷問を受け「国家安全保障を脅かす行動をし」「嘘を広め」「最高指導者を冒涇し」「イスラエルに関連する組織に加入した」という自白を強要された。

過去の事件に動きがあった。(2013年)3月19日には、当局が、「反体制プロパガンダ」の嫌疑による6か月の刑期を終えた、ラフサンジャニ前大統領の娘であり、辛口政治家であり女性権利活動家でもあるファエゼ・ハシェミ・ラフサンジャニ (Faezeh Hashemi Rafsanjani) を釈放した。5年間政治活動、報道活動を禁じられた。(2013年)5月15日、ICHRIによれば、当局はBBCペルシャ語放送との2010年のインタビューに関連した「反体制プロパガンダ」に対する1年の実刑を終えたファリボルツ・ライスダナ (Fariborz Rais-Dana) を釈放した。

報道の自由：政府の報道監督局 (Press Supervisory Board) が報道許可証を出しているが、政府や体制に批判的な記事に対して取り消されることがあった。2013年において、政府は、

当局者に批判的と思われる出版物を禁止、妨害、閉鎖、あるいは検閲した。政府は海外報道機関の国内での映画や写真の撮影を認めず、海外特派員には詳細な旅程と予定している記事の内容を伝えなければビザを発効せず、特派員に圧力をかけて働きかけようとした。音響政策を担当する代表的な政府機関であるイラン・イスラム共和国国際放送（IRIB）が国営メディアを全て指揮していた。憲法に基づき、最高指導者がそのトップを指名し、大統領、司法当局、イスラム諮問評議会の代表で構成する評議会がIRIBの活動を監督している。文化イスラム指導省が海外の印刷物を含め出版予定物を全て国内での公表（発売）前に調べ、書籍が出版不可能とみなし、テキストを削除し、あるいは不適切とみなされる用語に変わる言葉を要求することができる。

独立系の印刷媒体企業は存在していたが、政府はその活動を厳しく制限していた。反対派や改革支持派の新聞社は閉鎖又は禁止され、ジャーナリストを脅迫、逮捕し、ニュースの検閲を行った。政府の規制を受けた印刷媒体は体制を侮辱したとされれば検閲、一時閉鎖の対象ともなった。

（2013年）10月28日、国内外のメディアによれば、国の報道監視委員会が、シーア派の基本信念のひとつである、預言者ムハンマドがその後継者イマーム・アリーを指名したのかどうかを疑う意見記事を出した改革派の日刊紙 バハールの活動を禁じた。2013年末でまだ禁止は解かれていない。

過去の事件に動きがあった。改革支持派の新聞社シャルグが2012年12月に陪審が禁止を解きその編集者を釈放した後に活動を再開したアフマディネジャード前大統領のメディア担当アドバイザーでありイラン紙の経営者であるアリ・アクバル・ジャヴァンフェクル（Ali-Akbar Javanfekr）が年末に釈放された。2012年9月に、ジャヴァンフェクルは、女性の服装規定の一面についてその起源を疑問視する記事を書いた件で「イスラムの規範に反する題材を扱った」として2011年に受けた6か月の刑期を開始した。

憲法では民間放送は違法である。政府は国営のIRIBにより全てのテレビ、ラジオ放送について独占を維持していた。ラジオやテレビの番組は、多くの市民にとって主な情報源であった（特にインターネット接続が限られている農村部）が、政府の政治的イデオロギーや社会宗教的イデオロギーを反映していた。政府が2013年末時点で海外メディアの妨害を止めたことを裏付ける証拠が多少あった。衛星放送受信アンテナは依然禁じられていたがよく見かけ、警察は国内のアンテナを押収する活動を強化した。

暴力とハラスメント： 政府とその機関は、インターネット利用メディアを始め、出版者、編集者、ジャーナリストに、その報道活動を理由に、嫌がらせを行い、拘留し、虐待し、

訴追した（1.e.項も参照）。政府はまた、多くのジャーナリストの家族にも嫌がらせをし、受刑中のジャーナリストは独房に入れられることが多かった。国連特別報告官の10月の報告によれば、少なくとも40人のジャーナリスト、29人のブロガー及びオンライン活動家が国内で受刑中であり、今年に入ってから23人のジャーナリストが逮捕されていた。国際NGOは、2013年中に複数のジャーナリストが亡命を強いられ、当局は依然として政治的理由で出版を差し止めていると報告している。

（2013年）1月28日、海外報道機関によれば、当局が「海外との接触」を理由に海外報道機関の社員11人に嫌がらせをしたり勾留したりした。国内メディアによれば、彼らは「ペルシャ語での反革命派メディアとの協力」の結果として司法当局に逮捕された。3月初旬、当局は ササン・アガエー(Sasan Aghaei)及びナスリン・タクハヨリ(Nasrin Takhayori)を除き勾留していた全員を釈放した。

過去の事件に動きがあった。（2013年）6月21日、裁判所は「国家安全保障を脅かす活動を行い」「反体制プロパガンダを行った」として活動家のサイード・マダニ(Saeed Madani)に懲役6年、バンダレ・アッバースでの10年の国内追放の刑を言い渡した。彼は7月に手術を受けたが、7月24日には刑務所に戻され、2013年末時点でまだ収容されていた。6月にも、裁判所は、クルド人ジャーナリストであり政治活動家のイーシャン・ハウシュマンド(Ehsan Houshmand)に「反体制プロパガンダを行った」として執行猶予付き懲役1年を言い渡した。7月3日には、ジャーナリストのファテメフ・ケラドマドがインターネットマガジンでの活動に関する「反体制プロパガンダ」に対して懲役1年の判決を受けた。年末時点でペイマン・パクメール(Payman Pakmehr)、パラストゥ・ドククーハキ(Parastoo Dokoochaki)、サハモルディン・ボルガニ(Sahamoldin Borghani)、マルジフ・ラソウリ(Marzieh Rasouli)、シャフラン・モノチェフリ(Shahram Manochehri)、ハッサン・ファティ(Hassan Fathi)、エスマイリ・ジャファリ(Esmail Jafari)、及びレザ・ジェロダルザデフ(Reza Jelodarzadeh)など、2012年初頭に逮捕されたその他のジャーナリストやブロガーに関する詳しい情報はなかった。

Majzooban-e Noor のウェブサイトレポーター兼フォトジャーナリストのレザ・エンテッサーリの2011年の事件に関して、（2013年）7月15日、テヘラン革命裁判所の第15支部がエンテッサーリに対して「国家安全保障を脅かす目的で非合法グループを設立し」「反体制プロパガンダを行い」「指導者を冒瀆し」「治安を妨害した」として8年6か月の実刑判決を受けた。

検閲又は内容の制約：法律では政府による検閲を禁じているが、政府は「有害」とみなした情報の普及を禁じている。2013年には、政府は改革派、保守派問わず、政府の活動を批

判、又は公式見解や関連する行事に反論した出版物を検閲した。「有害」情報としては、女性の権利に関する考察、少数派の状況、政府の経済政策への批判などがあった。当局者は日常的にジャーナリストに嫌がらせを行い自主規制を強いた。官僚は改革支持派の新聞を刑事告発することが多く、報道監督局は告訴事案をメディア裁判所に回し、閉鎖や罰金などの措置を求めた。裁判手続きは、指名された聖職者、官僚、政府管轄下の新聞社の編集者からなる陪審団同席で公開実施された。

文化イスラム指導省の検閲により、アルコール関連又は未婚の男女間の身体的接触を記したような不適切な内容を禁じている。

NGO の報告によれば、(2013 年) 6 月 14 日の大統領選挙を前に検閲が厳しくなった。(2013 年) 4 月 30 日、NGO の **Reporters Without Borders** は情報治安省が国内の全国紙の編集者を呼び集め選挙報道の「レッドライン (越えてはならない一線)」について伝えたと報じた。

名誉棄損法/国家安全保障： 政府は一般に名誉棄損法をもとに、又は国家安全保障に言及して批判を抑え込んだ。法律によれば、個人への侮辱、名誉棄損、虚偽の陳述、あるいは批判が含まれている場合には、侮辱を受けた個人は一か月以内に出版物内で反論することができる。名誉棄損、侮辱、批判がイスラムあるいは国家安全保障がらみの場合、責任者はそれぞれ背教行為又は国家安全保障に対する犯罪の罪で告発される場合がある。政府は、国家安全保障を脅かす犯罪に対して個人を逮捕し、告訴し、実刑判決を出すために、政府を批判した様々な報道機関やインターネットプラットフォームで行われた陳述を頻繁に引用しながら、この法律を通年に渡り利用していた。

(2013年) 3月7日、クルディスタンの大部分がクルド人である都市であるマハバードの諜報部員がクルド人ジャーナリストのホスロ・コルドプール(Khosro Kordpour)を逮捕した。3月9日、当局は、兄の逮捕理由を尋ねてきた弟のマスード・コルドプール(Massoud Kordpour)を逮捕した。報道によれば、当局はトルコ国境付近の都市ウルミアで4か月独房に収容し、後にマハバードの刑務所に移送した。国連特別報道者への対応によれば、政府は兄弟がテロ集団と協力した容疑で告発した。(2013年) 10月24日の AIの報告によれば、兄弟に不利な証拠は MOIS の報告書に基づくものであり、クルディスタンの人権状況に関する海外メディアへのインタビューなどのジャーナリストとしての活動に主に関連していた。

マハバード革命裁判所第1支部が(2013年) 8月5日、9月16日、10月28日と、「国家安全保障を脅かす集会と共謀」及び「反体制活動」の容疑でホスロ及びマスード・コルドプール兄弟を裁判にかけた。(2013年) 11月10日、裁判官はホスロに懲役6年、マスードに懲役3

年半の判決を言い渡した。2013年末時点でいずれも収容されている。

過去の案件の一部に動きがあった。(2013年)7月13日、テヘラン革命裁判所の裁判官がモスタファ・ダネシジョー(Mostafa Daneshjoo)、ファルシド・ヨドラヒ(Farshid Yadollahi)、及びアミール・エスラミ(Amir Eslami)のそれぞれに、Gonabadi Dervish のウェブサイト Majzooban-e Noor での彼らの活動に関連する「国家安全保障を脅かす目的で非合法集団を結成した」として懲役7年半を言い渡した。オーストリアのNGO Sudwindによれば、(2013年)8月24日、ダネシジョーは呼吸器疾患と心不整脈を患い、予断を許さない状態にあった。アミール・エスラミは8月に胃の手術をしたが、9月には回復を待たずに当局によりエヴィーン刑務所に連れ戻されたとHRANAが報じている。ダネシジョー、ヤドラヒ、及びエスラミは2013年末時点でまだ収容されていた。(2013年)9月23日、当局は女性権利活動家 マフブーベ・カラミ(Mahboubeh Karami)を釈放し、「国家安全保障を脅かす目的で集会し」「反体制プロパガンダを広めた」事に対する3年の実刑判決に執行猶予がついた。彼女は2013年末時点で刑務所に入っていない。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを規制していた。国際電気通信連合の推定によれば、個人の26%が2013年の間にインターネットを使った。

インターネットサービスプロバイダは全て文化イスラム指導省の承認を受けなければならない。政府は国内のサイトやブログの責任者に同省への登録を義務付けており、同省は情報通信技術省、MOIS、及びテヘラン検察庁とともに、検閲基準を決定する政府機関である無許可ウェブサイト確認担当委員会(Committee in Charge of Determining Unauthorized Websites)を結成した。従来の報道に適用されると同じ法律が電子メディアにも適用され、報道監督局と司法当局は当年においてこの法律を根拠にウェブサイトを閉鎖した。NGOsの報告によれば、政府は当年において引き続きインターネットへのアクセスを制約していた。特に、(2013年)7月14日の大統領選挙を前に、情報源として、また政治討論の場として利用する市民が増えたためである。携帯電話など、携帯通信機器でのインターネット通信は報道によれば、固定線接続での通信と同じ制約を課せられていた。

バスイージ「サイバー評議会」「サイバー警察」、及び「サイバー軍」など、IRGCの下で活動していると思われる組織が、国家安全保障に対するサイバー脅威の監視、特定、対応を行った。これら組織は特に、Facebook、Twitter、YouTube、及びFlickrなど、公式に禁じられているネットワーキングサイトでの市民の活動に焦点をあてており、報道によれば、難しい社会問題を取り上げるなど、政府を批判した者に嫌がらせをした。政府のサイバー

監視組織はフィルタリング技術を高める、高度なフィルタリング技術を使うなどして新たに公開されるインターネットコンテンツへのアクセスをにわかに制約した。NGOによれば、政府はインターネットユーザーが政府のコンテンツフィルターを回避するような技術を利用できないようにした。2012年3月、最高指導者ハメネイは法令により国のインターネット政策を定めその利用を規制するための計画を考案するサイバースペース最高評議会（Supreme Council for Cyberspace）を設立した。不快コンテンツ確認担当委員会（The Committee in Charge of Determining Offensive Content）は、検事総長と司法当局がトップを務め、機密性のあるウェブサイトのフィルタリングやブロッキングに関する評議会の決定を実行していると報じられていた。

同時に、都市部の若者を中心に多くの人が禁じられているソーシャルメディアを日常的に利用していた。モハンマド・ジャヴァード・ザリーフ(Mohammad Javad Zarif)外相は有効なTwitterのアカウントを使ってメッセージを投稿した。最高指導者ハメネイとロウハニ大統領にリンクされているアカウントも活発だが、2013年末時点で公式に有効性が確認されていない。

国連特別報告官の（2013年）10月の報告によれば、当局が最高500件のウェブサイトを「ブロックした」。情報通信技術省の規制で家庭やサイバーカフェが高速インターネット接続を利用できないようにしており、2012年1月には、政府はサイバーカフェに防犯カメラを設置し、利用者の個人情報収集を求めた。国内の報道によれば、警察が7月の一週間で352カ所のインターネットカフェを捜査し、若者に「非合法のサービスを提供している」として67カ所を閉鎖した。

政府は定期的にインターネットの速度を落として、資料のダウンロードを阻止した。国連特別報告官によれば、2013年中、特に（2013年）6月14日の大統領選挙のように政治的に難しい時期を前に、当局がインターネットの速度を落とし、ソーシャルネットワークングプラットフォームや、改革支持者や反対派のウェブサイトや人気のあるメールサーバへのアクセスをさらに制限した。監督者評議会（Guardian Council）が選挙立候補者の一覧を発表して数日は、インターネットの速度は当局者のいう国内の「平穏を保つ」取組みとして70%以上落とされたと報じられている。

フリーダムハウスの報告書「2013年度ネットでの自由（Freedom on the Net 2013）」によれば、SCCは、選挙を前に、政府のフィルタリング活動を「URLのフィルタリング」から「コンテンツのフィルタリング」に変更すると発表した。この変更によりそれまで禁じられていなかった題材へのコンテンツベースの規制に成功した。選挙を前に、SCCはまた、オンラインコンテンツ、選挙に関する間違った調査結果、選挙や候補者をからかうコンテンツを

公開して選挙のボイコットを促すといったサイバー犯罪の新しい一覧を発表した。

政府は反対意見を平和的に述べたことに対して複数のブロガーやウェブマスターを起訴処罰した。(2013年)4月9日には、ブロガーのモジタバ・ダネシタラブ(Mojtaba Daneshtalab)は政府の議会制度を導入しようという最高指導者ハメネイの提案を批判した2011年の記事に関連して「最高指導者を侮辱した」容疑に対する懲役6か月の服役期間を開始した。10月6日、当局は刑期を満了したダネシタラブを釈放した。

ジャーナリスト兼ブロガーのシアマク・ガーデリ(Siamak Ghaderi)の2011年の案件には何の進展もなかった。彼は集会に参加しその報告を行い「反体制プロパガンダ」を広めた容疑で4年の実刑判決を受け、2013年末時点で収容された状態にあった。

学問の自由と文化行事

政府は学問の自由と高等教育機関の独立を著しく制約した。当局は組織的に大学構内をターゲットに、独立した学生団体を禁止し、学生活動家を拘禁し、教職員を排斥し、学生が政治又は宗教的な関連又は活動主義に基づき入学したり勉強を続けられないようにしたり、社会科学や人文学系の教育課程を制約したりして、社会的、政治的な運動を抑え込んだ。女性は複数の学習課程で入学を禁じられ、プログラムの機会は限られ、課程への入学には枠が設定され、クラスは男女別だった(第6節女性を参照)。

当局は、大学の懲戒委員会を頼りに、社会的及び政治的活動主義、反体制的と思われる学生出版活動への参加、あるいは改革支持又は反対主義の政治活動と関わりのある学生集会への参加をもとに、学生を停学処分、転校、あるいは退学させたりした。学生団体は、2005年にアフマディネジャード大統領が政治的に活発な学生のランク付けをするために導入した「スター」システムがまだ利用されていると報告している。このシステムで反体制的とされた学生らは以降の学期の登録ができなくなった。この制度により停学処分が続くと対象となった学生は学業を終えることも継続することもできなくなった。当局は、非暴力的な抗議活動をはじめ、政治活動に参加したとして2013年の間に多くの学生活動家を退学処分にした。(2013年)2月28日の報告書で、国連特別報告官は、メディアで取り上げられた案件に基づく統計では、2005年以降で学生が一学期以上勉強を続けられなかったケースは少なくとも935件、政治的見解を理由に退職させられた教授は41人いたと伝えていた。10月4日の報告では、約15人の学生の権利擁護活動家が投獄され、学生の権利を平和的に主張したとして少なくとも5年の刑に服している。

当局は、平信徒の教授や、女性の置かれた状況、民族的及び宗教的少数者、薬物乱用、又

は家庭内暴力といった問題に関して政府が認めた見解から逸脱する者を排斥し終身在職権を拒否する方針に従い、大学教授を解雇し続けた。結果的に脅かされ自主規制を迫られたことで独立した学術研究を進める能力が損なわれた。

政府は依然として、映画、劇場、美術展の規制を解かず、イスラムの価値観に背くとみなされるものの検閲を行っていた。クリエイターらはこれに自主規制で対応していた。

政府は、世俗主義、女性の権利、非倫理的行動、薬物乱用、暴力、又はアルコール依存を促進するとみなされた映画を検閲し、国内の監督の中には制約や制裁を受けた者がいた。

(2013年) 9月12日、政府は国内の映画組合であるハウス・オブ・シネマ (House of Cinema) の再開を認め、イラン映画の振興と映画製作者の権利保護を目的に業界人を団結させた。文化イスラム指導省は2012年1月にハウス・オブ・シネマの閉鎖を強要した。当局者らは、再開は新政権が国の映画産業を支援する姿勢を示すものと謳っている。

音楽も全校で禁じられたままで、マスコミは当局者が依然として音楽全般の指導を抑制していると報告していた。文化イスラム指導省は、歌詞や音楽が国の倫理的価値観に準じたものであることを正式に承認しなければならないが、多くのバンドがそうした許可を求めることなくアルバムを発表していた。ヘビーメタルや外国の音楽は宗教上不快とみなされ、警察は引き続き地下でのコンサートや音楽グループの弾圧を続けていた。道徳警察はアミール・タタルーという芸名の人気のある地下で活動する歌手アミール・ホセイン・マグソウドゥルー (Amir Hossein Maghsoudloo) を保安関連の犯罪容疑で逮捕したと、(2013年) 12月4日の改革派日刊紙エテマドが報じている。マグソウドゥルーのフェイスブックページには570,000人以上のファンがアクセスした。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法では「イスラムの原則に反しないことを条件に」、非武装で集会、行進することを認めている。政府は、反体制的な抗議活動を防止しようと、この権利を制約し、集会を厳しく監視していた。このような集会としては、一般向け娯楽や講演、学生や女性の集会や抗議活動、少数派宗教団体の会合や礼拝、労働抗議、オンラインでの集会やネットワーキング、葬列、金曜の祈祷集会などがあった。活動家によれば、政府は集会禁止に適用される規則を恣意的に適用しており、政権支持派の団体は滅多にトラブルにあっていない。体制に批判的と見なされたグループは許可が下りているにもかかわらず嫌がらせを受けている。政府は時にインターネットの接続速度を下げたり、メールやテキストメッセージサービス

を停止したりして、予定された公開集会やデモを妨害した。

治安部隊がデモや集会を妨害して参加者を逮捕したという報告があった。例えば、ハッサン・ロウハニ（Hassan Rouhani）大統領候補に関わる（2013年）6月1日の選挙イベントでは、参加者が反対派の歌を歌い政治犯釈放を訴えたために平服警官らに周辺道路が閉鎖されラリーに参加した少なくとも5人が逮捕された。選挙前のこうした取締に対して、治安部隊は6月14日のロウハニ勝利後は同じような歌やスローガンを声に出して大群衆が祝っていた時にはおおむね邪魔に入らなかった。

結社の自由

憲法では、自由、主権、挙国一致、又はイスラムの基準に反することなく、あるいは国家の政府制度の基盤としてのイスラム教に疑義を申し立てない限り、政党、業界団体又は政治団体、及びイスラム教や認められた宗教少数派の組織の設立を認めている。政府は、脅迫、威嚇、組織に対する恣意的な要件の強要、グループのリーダーやメンバーの逮捕などにより、結社の自由を制約した。

政府は引き続き、DHRCなど、人権団体のメンバーに相当な圧力をかけた。また、女性や少数派グループ（第5節参照）、承認の有無を問わず少数派宗教団体、労働組合、及びその他の労働関連団体（第7章a項参照）の権利を推進するグループの活動を規制し、作家やジャーナリスト、写真家を代表する団体がそれぞれの専門職メンバーに対する政府の規制、嫌がらせ、脅迫を監視していた。

c. 信教の自由

国務省の*International Religious Freedom Report* (www.state.gov/j/drl/irf/rpt/) を参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法では、国内での移動、海外渡航、海外移住、帰還の自由を定めている。政府はこれらの権利に多少の制約を設けていた。政府はアフガニスタン及びイラクからの難民に関しては国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と協力していた。

国内の移動：女性（特に農村部の）は公式非公式に単独での移動について嫌がらせを受けることがあった。保守的な社会規範により自宅外あるいは村を離れて農村部の女性が自由に移動することは制約されることが多かった。こうした地域の女性は移動にあたり男性の

保護者又は付き添いを求められることが多かった。

難民は国内の移動に制約を受けた。国連特別報告官の（2013年）10月4日の報告によれば、アフガニスタンの国民は国内31州のうち16州及び他の13州の一部における居住を禁じられた。

海外渡航： 政府は全国民について海外渡航にあたっては出国許可の取得を義務付けていた。一部の市民、特に、その技能が求められ、政府の保護で教育を受けた者は、出国許可を得るために保証金を設定しなければならなかった。政府は変わらず、一部の宗教指導者、宗教少数派のメンバー、機密性のある分野の科学者の海外渡航を規制した。複数のジャーナリスト、学者、反対派政治家、人権及び女性の権利に関わる活動家、そしてアーティストは、2013年に、移動禁止、パスポートの没収の対象とした。海外メディアによれば、（2013年）9月19日、当局は映画監督モハンマド・ラスーロフ(Mohammad Rasoulof)がテヘラン空港に到着後すぐそのパスポートを没収し、10月のドイツ映画祭の授賞式行きを阻止した。

ジャーナリスト兼人権擁護活動家タギ・ラフマニ(Taghi Rahmani)の案件には動きがなかった。彼は渡航禁止を受けてから2012年に亡命した。同様に、マスード・シャフィイ(Masoud Shafii)の案件についても動きはなかった。2009年に不法入国したとして告訴されていた3人の外国人ハイカーの弁護をしていた彼は、2013年の間、渡航禁止を解かれぬままだった。

亡命： 法律では国外亡命をはっきりとは認めていないが、裁判官らは複数の個人に家族との面会を妨げるために国内追放又は自宅から離れた場所での監禁を言い渡した。多くの反体制派、活動家、ジャーナリスト、学者、アーティスト、公認非公認問わず宗教的少数派又は少数民族社会及び LGBT 関係者は、自分達の信念を表明し、あるいは政府のいやがらせから逃れるために、自ら亡命した。

難民の保護

難民収容所へのアクセス： 法律では資格を満たす志願者に亡命資格又は難民資格を認める手段を提供している。政府は難民に保護を提供するシステムを整備していると報告されているが、UNHCRは国がどのように亡命の決定を下すのかに関して何ら情報を持っていなかった。

難民の虐待： ほとんどの州は難民の移動に制約を課していると報じられており、国内31州のうち28州では難民に完全又は部分的な居住制限を課していた。当局は一般に「立ち入り禁止区域」の登録難民に、難民施設への移動（時には国内の他地域の）あるいは本国送

還のいずれかを求めた。

雇用： 法的な登録を済ませたアフガン難民（Amayeshカード保有者）は国内での労働を認められ、多くは日雇いあるいは農業などその他の単純労働に就いていた。UNHCRの報告によれば、約300,000人の登録難民が2013年の間に建設、農業、生産部門で雇用されていた。

基本サービスの利用： 登録難民はUNHCRとの提携により導入された健康保険制度により保健省から無料で一次医療サービスを受けていた。保険制度ではほとんどの難民に専門治療も提供していた。難民キャンプでは教育サービスも提供していた。9月のUNHCRの報告書によれば、318,884人のイラク及びアフガン難民がイランの初中等学校で勉強をし、7,000人の難民がイランの大学に通っていた。2012年6月のNGOジャスティス・フォー・イラン（Justice for Iran）の報告によれば、難民カードのない者は公共教育も医療サービスも受ける資格がなかった。彼らは不法経済移民とみなされていたためである。ジャスティス・フォー・イランの報告ではまた、政府が登録アフガン難民の子供たちに授業料を請求し、そのために一部の子供たちは政府が閉鎖を強制することのある非合法の独立運営の学校で勉強せざるを得なくなっていた。ほとんどの州は難民に居住制限を課しているため、各州の公営住宅など公共サービスを実質的に使えなくしていた。2012年の同国人権状況に関する国連事務総長の報告書によれば、登録難民の子供たちは依然として出生証明書の発行を拒否されていた。

無国籍者

女性は市民権をその子ども又は市民権のない配偶者に移すことができない。マスコミによれば、アフガン男性と結婚した人は公式には30,000人いたが、その数ははるかに多いようだ。難民の身分証明書を持たない子供は32,000人以上おり、実質上無国籍者となり、政府の一貫性のない政策に振り回されている。正規の公立校に通うことはできるが、入学証明書を受け取ることはできない。診療は慈善団体（主にイランの）が行っている。彼らは正規の行政支援を受けられず、渡航書類を受け取ることも禁じられている。

第3節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

憲法により市民は自由で公平な選挙により平和的に大統領とイスラム諮問評議会の議員を変える権利が認められているが、選挙によらない団体が行った恣意的な基準に基づくことの多い候補者審査によりこの権利はひどく損なわれていた。専門家会議（Assembly of Expert）は、国民の選挙で選ばれた任期8年の86人の聖職者で構成されるが、ここが公認の国家元首として活動し、議会の投票によってのみ排除することができる最高指導者を選出する。 監

督者評議会が、国家とイスラム教に対する候補者の忠誠を含む基準をもとに全ての議会選挙、大統領選挙の候補者を調べ適任と認める。評議会は、いずれも最高指導者の指名を受け、任期6年の聖職者6人と、司法長官が指名しイスラム諮問評議会が承認する法律の専門家6人で構成される。国と宗教の分離はなく、特定の聖職者が政府に相当な影響力を持つ。投票者は普通選挙の直接公選制により大統領を選出する。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：（2013年）6月14日、投票者はハッサン・ロウハニ（Hassan Rouhani）大統領を選出した。内務省はロウハニの得票率は50.88 %であり、投票率は有権者の72%だったと発表した。政府は外部オブザーバーによる選挙監視を認めなかったが、複数の組織が観察したところによれば、投票率は高く、公式の結果も有権者感情に沿ったものだったが、国の選挙制度は依然として、最高指導者や監督者評議会が、立候補を認められる者の選定を含め、全ての政治プロセスにおいて突出した役割を果たしていることから、自由で公正な選挙の国際基準を満たしてはいない。

国連事務総長の（2013年）9月10日の報告によれば、選挙前に「公開制の批判的な」討論が行われたというが、活動家、ジャーナリスト、労働組合員への嫌がらせや、選挙前の表現の自由への制約（インターネット通信の実質的閉鎖や、テキストメッセージの散発的な遮断、反対派ウェブサイトの検閲など）の疑惑に関する報告についても指摘していた。（2013年）6月12日、国境なき記者団（Reporters without Borders）は、政府が選挙前数日に渡り国内外のジャーナリストに対する嫌がらせを増やしたと指摘していた。また、政府は選挙前後に多くの外国人ジャーナリストのビザ発給を拒否し、国内のジャーナリストの自由な移動と改革支持派候補者のキャンペーン活動の報道を妨げたと伝えた。

監督者評議会は候補者として登録した686人の中から8人の候補者を承認した。女性の登録者は認めなかった。国連特別報告官の（2013年）5月29日の報告によれば、複数の候補者が2009年に選挙後の抗議行動に参加したとしてはっきりと除外された。監督者評議会はまた大統領を二期務めた78才のアクバル・ハシェミ・ラフサンジャニ(Akbar Hashemi Rafsanjani)も高齢を理由に除外した。

政党：憲法では政党の形成について規定しているが、内務省は思想的、実務的に憲法に体现された政治組織に準じた政党に限り免許を与えていた。制度に準じた登録政党は一般に制約なく活動していたが、ほとんどは規模の小さい、全国に会員を持たない、個人を中心とした組織だった。政党のメンバーや体制が認めがたいとした政党を支持している者は嫌がらせや暴力行為を受け、時には拘禁されることもあった。

政府は複数の反対派組織や政党の活動を禁じていた。保安当局者は、政治的敵対勢力や一部改革支持者に対して、嫌がらせ、脅迫、逮捕を続けた（1.e.項を参照）。2013年末時点で、2人の反対派指導者と2009年の大統領候補のメフディ・キャッルービー(Mehdi Karroubi)及びミールホセイン・ムーサヴィー(Mir Hossein Mousavi)ならびにムーサヴィーの妻ザフラ・ラフナヴァルド(Zahra Rahnavard)は2011年に強要された自宅監禁のもとにあった。

女性や少数派の参加： 女性は政治参加については法的、宗教的、文化的にかなりの障害にあっていて、監督者評議会の解釈によれば、憲法では女性や外国出身者が最高指導者又は大統領、専門家会議、監督者評議会、又は公益評議会（イスラム諮問評議会と監督者評議会の仲介組織で最高指導者の諮問委員会となる）のメンバー、及び裁判官になることを禁じられている。（2013年）5月16日、監督者評議会は6月14日の選挙で大統領候補として登録した女性30人を全員不適格とみなした。女性は、法務担当副大統領、環境保護大臣、女性家族問題大臣、外務省報道官を務めていた。

シーア派以外の宗教信仰者は最高指導者又は大統領への就任、及び、専門家会議、監督者評議会、又は公益評議会（Expediency Council）への加入を禁じられていた。法律上は公認された少数派宗教団体のメンバーにイスラム諮問評議会の議席が確保されている。2012年に選出された議会では、宗教少数派は290議席中14議席を占めていた（ゾロアスター教徒2人、ユダヤ教徒3人、キリスト教徒9人）。内閣又は最高裁判所にはイスラム教徒以外の者はいない。

第4節 公務員の汚職及び政府内の透明性の確保

法律では公務員の汚職行為に対する刑事罰を定めているが、政府は法律を有効に施行しておらず、汚職行為はまん延し深刻な問題と化していた。三部門とも役人は日常的に汚職行為に関わり、何の咎めも受けなかった。多くの役人が一般的なサービスの提供にも賄賂を期待していた。個人も非合法的な建設の許可をもらうために日常的に役人に賄賂を贈っていた。

汚職行為： 寄付を受けた宗教慈善財団、いわゆる「ボンヤード (bonyads)」が国の経済の大部分を占めており、30%と推定する専門家もいる。軍関係者や聖職者を含む政府内部関係者がこうした法律により慈善団体として定められている非課税組織を運営していた。反対派のメンバーや国際的な腐敗監視組織が頻繁にボンヤードの汚職行為を非難していた。ボンヤードは政府から恩恵を受けながら正式な予算承認を義務付けられていなかった。

海外の通信社によれば、多くの IRGC 運営によるダミー会社や子会社が通信、鉱業、建設の分野で不正な取引や事業活動に従事していた。その他の IRGC 企業も医薬品や原材料の密輸入に関わったと報じられている。同様に、国内外の報道で、政府と強いコネのある個人が有利な為替率で外貨にアクセスし、国内の闇取引と公式の為替率との差額を着服できる状態になっていると伝えた。

司法高官の中には、腐敗行為を認め、法の不履行を指摘した者があった。(2013年)5月4日、当時の査察機関のトップであるモスタファー・プールモハンマディ (Mostafa Pourmohammadi) は、「経済的な腐敗を防止する有効な法規はあるが、法の執行面に欠陥がある」と語った。(2013年)10月2日、サーデグ・ラーリージャーニー (Sadeq Larijani) 司法長官は、裁判所に「腐った裁判官が多少」おり、当局者が司法府内での政治腐敗撲滅運動に乗り出した、と述べた。

汚職撲滅を目的とした政府機関は、腐敗防止本部 (Anticorruption Headquarters)、腐敗防止タスクフォース (Anticorruption Task Force)、汚職防止委員会 (Committee to Fight Economic Corruption)、及び 監視機関 (General Inspection Organization) と色々ある。議会の第90条委員会 (Article 90 Commission) も、政府内の腐敗行為に対する申立てを調査する権限を与えられていた。こうした組織の具体的な委託事項や、市民社会との協力、そして、十分な資源を与えられているかに関する情報は2013年末時点で手に入らなかった。

(2013年)11月11日、ロイター通信は、最高指導者ハメネイの支配下にある推計950億ドル相当を有する財務組織であるイマーム令実行本部 (Setad-e Ejraie-ye Farman-e Hezrat-e Emam) の運営に関する6か月に及ぶ調査の結果を発表した。それによれば、本部は、時には裁判で財産が放棄されたと偽り、市民の多数の財産を組織的に押収した。報告書ではまた、最高指導者ハメネイが一連の判決や行政命令の作成を監督し、本部の買収を可能にし保護をしていたとも伝えた。報告書では、ロイターは私腹を肥やすためにハメネイが組織を利用した証拠はみつかっていないと指摘していたが、本部によりハメネイの「権限が強化され」、広範に及び財務資源にノーチェックで支配力を行使できるようになっていたと伝えた。国営イラン通信 (Islamic Republic News Agency) はこの報告書に対して、「虚偽」の主張であり、「イスラム共和国のために働く評価の高い組織に対する国民の信頼を損なう」狙いがあると伝えた。

2012年から続く一つの案件に動きがあった。(2013年)2月17日、国内メディアは、2011年の30億トーマーン(当時の26億ドル相当)のアミール・マンスール・アリア (Amir Mansour Aria) の横領事件で死刑判決を受けていた3人の名前を報告した。3人は、アミール・マンスール・アリアの職員であるバフダド・ベフザディ (Behdad Behzadi)、イラジ・

ショージャイ(Iraj Shojai)及びサデラト銀行幹部のサイード・キヤニ・レザザデ(Saeed Kiyani Rezazadeh)で、アミール・マンスール・アリアの過半数保有者アミール・マンスール・ホスラヴィ(Amir Mansour Khosravi)とともに 2013 年末時点で刑の執行を待つ身と報じられていた。(2013 年) 10 月 7 日、国内通信社タスニムによれば、当局が事件に関する嫌疑をかけるために前頭取のメリ・マフムド・レザ・カヴァル(Melli Mahmoud Reza Khavari)のカナダからの引き渡しを試みていた。彼は 2013 年末時点でまだ国外にいた。

内部密告者の保護： 腐敗行為の証拠を内部開示又は法に則り公開して官民職員を保護するための法律に関して入手できる情報はなかった。

資産公開： 閣僚及び監督者評議会、公益評議会、及び専門家会議のメンバーをはじめとする政府の役人は、年次資産報告書を国の査察当局に提出することを義務付けられている。政府が有効に法律を施行したか、役人が法律に従ったか、又は資産報告書が公表されているかに関する入手できる情報はなかった。同様に、資産報告書の有効な利用を奨励するための市民啓蒙活動又は公式の訓練があるかどうかに関する入手できる情報はなかった。

情報の一般公開： 法律では政府の情報の一般公開についても何も定めていない。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府は人権に関わる団体や活動家の活動を制約しており、彼らの問い合わせや報告に対して、個々の活動家や組織の事務所に対して嫌がらせ、逮捕、監視を行うことが多かった。

政府は人権侵害の申立てを調査する地元又は国際的な人権擁護 NGO の運営を制約し、また協力をしなかった。NGOs は内務省への登録と海外の助成金を受け取る許可の申請を義務付けられている。独立系の人権団体及びその他の NGO の活動に対する嫌がらせや、公式の登録取得を先延ばしにしたりしばしば恣意的に遅らせたりして官僚らから閉鎖の脅迫を引き続き受けていた。

2013 年に、政府は一部の人権擁護活動家、市民活動家、ジャーナリスト、学者らの海外渡航を妨げた。人権擁護活動家は、正体不明の法執行機関当局者や官僚からの脅迫電話や脅迫メールを受け取ったと報告している。官僚による嫌がらせや逮捕は人権擁護活動家の家族に及ぶこともあった。裁判所は日常的に人権擁護活動家の刑執行を猶予した。こうした量刑手続は事実上の執行猶予（保護観察）として機能し、当局が後に個人を恣意的に逮捕又は投獄する選択肢を残した。

国連特別報告官の（2013年）2月28日の報告によれば、人権擁護活動家は、逮捕状のない逮捕、自選弁護士との接見拒否、及び署名付きでテレビ放送される自白を促す目的での取調中の身体的、精神的脅迫について報告していた。こうした人権擁護活動家はまた、一日からほぼ一年に渡る独房監禁、不当な裁判、場合によっては、強姦、電気ショック、手や腕にロープをかけられ、体を無理やりねじられるといった経験を報告していた。国連特別報告官は（2013年）10月4日の報告で、国内で拘留されている人権擁護活動家は500人と推定している。

政府は依然としてDHRCと関連のある弁護士その他を投獄していた。2013年末時点で、DHRCのメンバーであるアブドルファタ・ソルタニ(Abdolfattah Soltani)は「反体制プロパガンダ」と「国家安全保障を脅かす共謀」の嫌疑に対する実刑13年の服役中であった。DHRCの創設メンバーでありモハンマド・アリ・ダドゥカ(Mohammad Ali Dadkhah)など複数の政治活動家の弁護士である人物も2013年末時点で「反体制プロパガンダ」と衛星放送受信アンテナの不法所持の容疑で収容されている。DHRCの前副代表であるナルゲス・モハンマディ(Narges Mohammadi)は、当局が2012年7月に保釈したが、2013年末で保釈中の身のままであった。

政府は国際人権NGOからの国内の事務所設置や定期的な視察調査の要請を拒否した。最後の国際人権NGOの視察はAIの2004年のEUとイランの人権に関する対話の一貫としての訪問だった。

国連その他の国際機関： 赤十字国際委員会及びUNHCR はいずれも多少の制約を受けながらも国内で活動を行っていた。国連の人権機関が最後に視察したのは2005年だった。政府は基本的にこうした組織の提言を無視した。（2013年）8月21日のICHRI の報告書では、政府が2010年の人権理事会（UNHRC）の普遍的定期審査(Universal Periodic Review)の際に「政府が受け入れた126件の提言の実施に向け特に何もしていない」と述べた。政府は国連特別報告官の繰り返される視察要請を無視又は拒否した。

2011年、UNHRC は同国の人権報告官の委託事項を確立する決議を刷新し、アフメド・シャヒード(Ahmed Shaheed)を委託事項を遂行する特別報告官に指名した。シャヒードは2011年に正式に活動を開始したが、政府は同国の視察要請を度々拒否し続けた。（2013年）3月8日、政府の人権高等評議会（High Council for Human Rights）のトップであるモハンマド・ジャヴァド・ラリジャーニ(Mohammad Javad Larijani)はシャヒードが外国政府から賄賂を受け取っていると非難した。（2013年）10月25日、マルジェ・アフカン(Marzieh Afkham)外務省報道官は、シャヒードの10月4日の報告書は「政治的な動機があり全く偏っている」、国と

しては「一方的な報告書をイランの人権について判断する根拠とする基準として認めていない」と述べた。

(2013年) 12月18日、11年連続で、国連総会は同国の「継続的に繰り返される同国の人権違反」に深く憂慮している旨の決議を採択した。

政府の人権擁護団体：モハンマド・ジャヴァド・ラリジャーニ(Mohammad Javad Larijani)が指揮をとる人権高等評議会は政府の司法部門に属しているが独立性は確保されていない。同評議会は国内外からの圧力があるにもかかわらず、有名な人権擁護活動家や反対派勢力の指導者の投獄を弁護し続けた。(2013年) 3月11日のUNHRC会議で、ラリジャーニは複数の拘留された活動家をテログループとの協力容疑で告訴した。評議会在2013年においていずれかの法律又は判決に異議を申し立てたかどうかについては手に入る情報がなかった。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法では、「イスラム教の基準に従い」人種、性別、障害、言語、及び社会的地位に基づく差別を禁じているが、政府はこれら禁止事項を有効に執行しなかった。憲法では性的指向又は性同一性にに基づく差別を禁じていない。

女性

強姦と家庭内暴力：強姦は違法であり死刑執行など厳しい処罰を受けるが、依然問題であり、政府が法律を有効に執行しなかった。政府がレイプ犯を投獄した報告がなされている(1.a.項及び1.c.項参照)。婚姻内性交渉は本質的に合意に基づくものとみなされるため、配偶者による強姦は、強制結婚の場合を含め、対応されていない。

強姦事件は通報がないため文書化が難しい。多くの被害者は、報復や、わいせつ行為、不道德な行動、あるいは付き添いもなく無関係の男性といたことに対して、わいせつ行為、不道德な行動、あるいは姦通(密通)の容疑を掛けられる可能性があるため、強姦されたことに対する罪を恐れ通報していなかった。

女性は村八分といった社会的報復も恐れていた。法律により、イスラム教の4人の男性又は3人の男性と2人の女性の混成が強姦を目撃していなければ有罪判決にはできないことになっている。強姦について濡れ衣をきせたとされた男女は鞭打ち80回の刑を受ける。

法律では家庭内暴力について具体的に禁じてはいない。政府機関である国勢調査局は国際

機関が同国の家庭内暴力について調査することを認めておらず、女性に対する暴力について独自の調査が行われたこともない。2011年のテヘラン大学の調査によれば、イランの女性は9秒に1人が身体的虐待を受けていた。推定では300~400万人の女性が毎年夫の暴力を受けており、夫婦の半数は少なくとも一度は家庭内暴力を起こしていた。

家庭内での暴力は個人的問題とされ、公に議論されることは滅多にない。2013年の間に一部の非政府避難所やホットラインで被害者を支援しているが、そのようなサービスは都市部以外では実質皆無であった。

有害な伝統的慣習：2013年の間に「貞潔」その他の有害な伝統的慣習を動機とした殺人の公式な報告はなかったが、人権活動家らは、特に広域の農村部や部族の多い地域で特に発生していると報告している。

性的嫌がらせ：法律では男女間の身体的接触のからみで性的嫌がらせを扱っているが、法律は女性に不利になっている。関係のない男女間の身体的接触は禁じられており、むち打ちの刑を受ける。性的嫌がらせの程度については信頼できるデータがなかった。マスコミの報道からは、望まれていない身体的接触や言葉による嫌がらせがあったが、そうした行為に対処しようという政府側の取り組みはこれまでないことが伺える。

生殖の権利：法律では結婚した夫婦が自由かつ責任を以って妊娠の間隔や時期を決め、差別、強制、暴力を受けることなくそうするための情報と手段を手にする基本的権利を認めている。法律により、医療サービスや出産手当は3人目以降の家族には除外されている。既婚者が避妊具を入手する権利には制約は課されていない。独身女性が避妊具を入手するのは違法であるが、ほとんどの独身女性（特に都市部）は手に入れていた。結婚を予定しているカップルは家族計画のクラスを受けなければならない。

差別：憲法では法による女性の平等な保護とイスラム教に準じたあらゆる人権、政治的、経済的、社会的、文化的権利を定めている。政府はしかし、法律を執行しておらず、イスラム教の民事、刑事法の条項、特に家族や財産に関する法律を扱う項では、女性を差別している。差別により女性の経済的、社会的、学問的、文化的権利が損なわれていた。政府の女性家族センター（Center for Women and Family）は女性の権利に関する報告書を宗教的に保守に偏った形で発表を続けており、女性問題に関する議論を家庭に関連する問題に限定していた。同センターは政府の意向や政府のイスラム教の解釈に反するような考えは取り上げなかった。

女性は市民権を自分の子どもや市民権を持たない配偶者に移すことができない。政府は、

市民権に関係なく、イスラム教の女性と非イスラム教の男性の結婚を認めていない。法律では、結婚を希望する処女の女性又は少女は、18歳以上だとしても、父親か祖父の同意あるいは裁判所の許可が必要である。

法律により男性は4人まで妻を持つことができ、「一時的関係 (sigheh)」であれば何人でも構わない。これは、女性は、簡単な宗教的儀式と結合の条件をまとめた市民契約が済めば期間限定でイスラム教徒の男性の妻となるというシーア派の慣例に基づく。一時的な妻とその子は伝統的な結婚に伴う権利を付与されないが、契約には法的強制力がある。

女性には、夫がその権利を付与する旨の契約に署名した場合、家族を養うことができない、あるいは麻薬中毒、正気ではない、あるいは性的不能者である場合に限り離婚する権利がある。夫は妻との離婚理由を挙げることを義務付けられていない。イスラム教の伝統的な解釈では、離婚した女性が共有財産の一部を保有する権利や離婚手当 (扶養料) の権利を認めている。こうした法律は執行されていなかった。2011年、最高裁は、夫が生活扶助費を出すことを拒否した場合に夫とのセックスを避けることができるとの判決を出した。法律により、こうした扶助費は婚姻中及び離婚後に請求することができる。イスラム学生通信 (Islamic Students' News Agency) によれば、支払われなかった場合、妻は夫に対する「あらゆる法的、宗教的義務を拒否」することができる。扶助費が離婚後に支払われなかった場合、女性は前夫を裁判に訴えることができる。このような判決が出ているにもかかわらず、女性が離婚を求める能力は限られていた。

法律では離婚した女性は7歳までの子どもについては親権認定上有利となる。子供が7歳になると、養育不適とされない限り父親が親権を持つ。離婚した女性が再婚する場合、子どもの父親に親権を渡さなければならない。訴訟になった場合は裁判所が親権を決める。

女性は、不倫などの罪については、死刑判決を始め、不当に大きな刑罰に処せられることがあった (1.a. 項及び1.e.項参照)。2人の女性の証言が男性1人の証言に等しい。殺された女性の家族に支払われる慰謝料 (賠償金) は男性の場合の半分である。

2007~2011年にかけて収集された国連の統計から、15~24才の女性の99%が読み書きができることが分かる。女性は初等教育、高等教育を受けることができ、大学生の約65%は女性であった。定数その他の制約により女性の大学進学は、医療や工学など特定の分野や博士及び修士課程に限定されていた。国連特別報告官の10月の報告書によれば、政府は77分野について男性のみ入学可とした複数の大学による2012年の決定を覆さなかった。

社会的、法的制約により、女性の専門職としての機会は限られていた。女性は、国会、市

議会、警察、消防士など、多くの分野で活躍していたが、外で仕事をする場合は夫の同意を得なければならないと義務付けられている。女子大学生の割合が高いにもかかわらず、女性の失業率は男性のほぼ2倍である。法律では、同等の仕事に対して女性に男性と同じ給与を出さなければならないとは定めていない。世界経済フォーラムの「2013年度世界男女格差レポート (*Global Gender Gap Report*)」によれば、女性の給料は同様の仕事に対して男性の平均61%程度である。女性は大統領に立候補することができず、コンサルタントや判決を出す権限のない調査裁判官を除き、多くの高位の政治職や裁判官になることもできない。

女性は住宅所有、財産所有、及び融資の利用において差別を受けていた。政府は、治療時の患者など、多くの公的場面で男女差別を強いており、女性が未婚男性又は関係のない男性と公然と交流することを禁じていた。女性は公営バスでは決められた場所に乗らなければならない。公共施設、大学、空港には別の入口から入らなければならない。

法律では、適当なヘッドスカーフ（ヒジャーブ）をせず人前に入る女性は鞭打ちの刑と罰金に処せられる場合があると定めている。しかし、「適当なヒジャーブ」や罰則について明確な法的定義はなく、女性は懲罰部隊や裁判官の意見に従わなければならなかった。

(2013年) 9月18日、当局が女性人権活動家でありワン・ミリオン・シグネチャー・キャンペーン (One Million Signatures Campaign) のメンバーであるマフボウベ・カラミ (Mahboubeh Karami) を釈放した。彼女は「非合法組織に加入した」として2011年から懲役3年の刑に服していた。

子ども

出生届： 市民権は、子どもの出生国に関わらず、子どもの父親に由来する。国境内での出生は、親が特定されない出自の場合を除き、市民権を付与しない。ただし、親が特定されない出自、両親ともに市民ではないが少なくとも一方はイランで生まれている、又は、国内で非市民の親から生まれた子どもが18歳になってから少なくとも1年間国内に住み続ける場合を除く。法律では出生は全て15日以内に届け出なければならないと定めている。

教育： 11歳までの初等教育は全員無料であり義務であるが、マスコミその他の情報源の報じるところによれば、農村部での、特に女子の入学率は低い。UNHCRによれば、避難民の入学率は一般に手に入る資源がより多い難民キャンプや定住地以外の地域の場合より高い。

児童虐待： 政府が児童虐待にどう対処しているかを考察した情報はほとんど手に入らな

った。虐待はおおむね個人的な家族の問題とされていた。イスラム学生通信によれば、2012年には、7,000件以上の児童虐待の報告があった。

法律では、裁判官が犯罪の特徴と影響を当人が理解していると判断した場合、女子は9歳、男子は15歳とした、思春期年齢に達した個人の処刑を認めている。HRWの2013年度ワールドレポートによれば、犯行時に18歳未満の個人の処刑においてはイランが世界一多かった。報告では、2012年末時点で、100人以上の未成年者が死刑囚となっていた。

強制結婚及び早婚： 2013年末時点で18歳未満の少年少女の婚姻率に関する情報はなかった。法律により女子は13歳未満、男子は15歳未満の結婚については裁判所の承認が求められる。ジャスティス・フォー・イランによる10月の報告書によれば、10歳未満の少女1,537人及び10歳から14歳の少女29,827人が2012年に結婚するために裁判所の承認を受け取った。このような案件に関する調査報告書は2013年末で手に入らなかったが、政府が調査を実施したかどうかは明らかではない。

児童の性的搾取： 合意の上のセックスが許される合法年齢は結婚の場合と同じであり、婚外性交渉は違法とされる。法律では、児童ポルノはじめ、あらゆる形態のポルノ（わいせつ文書）を禁じている。児童の性的搾取に対する罰則に関する情報はなかった。

国際的な児童誘拐： イランは1980年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事面に関する条約）に加盟していない。 国別情報は以下を参照：

travel.state.gov/abduction/country/country_3781.html

反ユダヤ政策

これまでのマスコミ報道から国内のユダヤ人人口は 25,000人と推定されるが、2012年の国勢調査では8,756人と報告されていた。法律でユダヤ教は宗教少数派として認められ、イスラム諮問評議会にも議員を送っている。2012年には3人のユダヤ人が選挙で議席を確保した。（2013年）7月7日のインタビューで、アフマディネジャード大統領は、ホロコーストの史実を疑問視する過去に行った発言を擁護した。例えば、「ホロコーストの問題を取り上げることで欧米の資本主義体制の要を粉々にした」と断言した。改革派の新聞シャルグが7月9日に出したコメントで、テヘランのユダヤ人社会のトップである ハルーン・ヤシャエイ (Haroun Yashaei)はホロコーストの規模を疑うアフマディネジャードの発言を非難し、次いでハッサン・ロウハニ (Hassan Rouhani) 次期大統領が国を交戦寸前に追い込んだ「ヘイトスピーチ」たるアフマディネジャードの談話を批判した。

(2013年) 11月20日の軍司令官に対するスピーチで、最高指導者ハメネイはイスラエルを「域内の狂犬」と呼んだ。これはIRGCの最高責任者モハンマド-アリ・ジャファリ (Mohammad-Ali Jafari)がイラン攻撃の可能性について述べた(2013年) 12月2日のインタビューで繰り返し述べた発言である、と通信社タスニムが報じている。

2013年に、ユダヤ人差別的な偏った報道事例があった。例えば、(2013年) 8月2日の「国際エルサレムデー」行進に関する報道では、保守派の国内メディアが当時のロウハニ次期大統領の発言を間違っ引用した「シオニスト政権は長年イスラムの世界体系に残り続ける傷であり取り除く必要がある」という発言を間違っ引用した。ロウハニはマスコミの引用に異議を唱えたが、ライブ映像で実際には「傷がイスラム世界体系に残っており...そのため、イスラム教徒は常に暴政あるいは圧制と闘い続けることになる」と言っていたのが確認された。

政府は、ホロコーストとユダヤ教徒とイスラム教徒の関係について情報を提供している海外のホロコースト基金 (Foundation for the Memory of the Shoah) が設立した海外を拠点とするNGOであるアラジンプロジェクト (Aladdin Project) のペルシャ語ウェブサイトを開鎖した。(2013年) 11月11日、国内のファーズ通信社がこのウェブサイト「(イスラエル) の創設を合法かつ必要なものとして表明することを可能にする、ホロコーストに関するシオニストの作り話を認めようとした」「海外のシオニズム」が作ったものであるとする記事を発表した。

人身売買

国務省の*Trafficking in Persons Report* (www.state.gov/j/tip/) を参照。

障害者

法律では政府関係者による障害者の差別を基本的に禁じている。当局が有効に法を執行したかに関する情報は手に入らなかった。さらに、法律は民間部門には適用されず、選挙法により盲人、ろう者はイスラム諮問評議会の議員選挙への出馬を禁じられている。法律で障害者に対する国営の職業教育について定めているが、国内報道によれば、職業センターは都市部にあり、対象者全員のニーズに応えられていない。

法律では政府出資による建物への一般の出入りについて定めているが、新しい構造物はこうした条項の基準に準じているようであった。史跡への障害者のアクセスを容易にする取り組みも行われていた。それでも、現行のアクセシビリティ基準以前の政府施設はおおむ

ねアクセス不可のまま、障害者にとって建物の出入りは総じて基本的問題として残っていた。国内の障害者による情報、教育、社会活動へのアクセスは限られていた。

イラン福祉機構（Welfare Organization of Iran）が障害者の権利保護を担当する主な政府機関となっている。

国家/人種/少数民族

憲法ではあらゆる少数民族に同等の権利を付与し少数派の言語をメディアや学校で使用することを認めているが、少数派は同等の権利を享受しておらず、政府は学校で自分の言語を使う権利を常に拒否していた。さらに、1985年の法律であるゴジネシュ（Gozinesh）法では、シーア派以外の少数民族の市民生活への完全参加を禁じている。同様の条項やその関連条項では、イスラム共和国及びシーア派の教義に対する献身を条件とした雇用、教育、その他の分野への完全アクセスを認めている。

政府は、クルド人、アラブ人、アゼルバイジャン人、バローチ人など少数民族を偏って狙い、恣意的な逮捕、長期の拘禁、身体的虐待を行っていた（1.e.項参照）。こうした民族グループは、政治的、社会経済的な差別、特に経済支援、事業免許、大学入学、出版許可、住宅や土地の権利に関して、アクセスが制限されていると報告していた。ICHRI及び IHRDC など人権擁護団体は、政府の死刑適用が少数民族に過度に偏って影響していることを認めた。

推定800万人のスニ派クルド民族がより広域の地域自治権を求めて活動を繰り返していた。政府は引き続き、安全保障法、メディア法、その他の法律をたてに、表現の自由や結社の自由の権利を行使したとしてクルド人を逮捕告発した。政府は、政府方針に反し批判したとして、クルド語の新聞、専門誌、書籍を禁じ、出版者、ジャーナリスト、ライターを処罰した。クルド語は禁じられてはいないが、学校では教えていなかった。当局は、登録許可を拒否し、当該組織に協力した人物に公安犯罪の容疑をかけ、クルド人NGOの合法的活動を抑え込んだ。クルド人は子どもの特定の名前を戸籍に登録することが認められていなかった。ゴジネシュ法はスニ派クルド人が市民生活に溶け込む能力を損なっていた。

ICHRIは（2013年）3月6日、一連のクルド人逮捕に便乗して、マハバードの諜報部員が先に禁止されていたテヘラン大学の出版物*Rozhaf*のジャーナリスト兼編集者ガセム・アフマディ（Ghasem Ahmadi）を拘禁したと報じた。HRANAによれば、8月8日、マハバード革命裁判所第1支部がアフマディに罪状不明のまま懲役4年を言い渡した。2013年末時点の彼の所在に関する情報は手に入らなかった。

国際人権擁護オブザーバーによれば、イランの推定200万人のアフワズのアラブ人は絶えず抑圧や差別に直面していた。アフワズ通信社 (Ahwaz News Agency) によれば、(2013年) 10月1日、治安部隊がアフワズでアラブ語の詩の集まりを開催したとして15人のアラブ人男性を逮捕した。2013年末における彼らの現状について情報は手に入らなかった。さらに、国連特別報告官の10月の報告では、5人のアフワズのアラブ人文化的権利活動家が2011～2012年における抗議活動参加に対して、「国家安全保障を脅かす集会と共謀」「反体制プロパガンダ」「神に対する敵意」ならびに「地上における墮落」の容疑で処刑の危機にさらされていると警告を発した。報告書ではまた、当局が拘留中の男性らを拷問し自白を強要したとも述べている。5人は2013年末時点で死刑囚官房に入ったままである。

約1,300万人、人口の16%を占めるアゼルバイジャン人は政府や社会によく溶け込んでおり、中には最高指導者もいた。それでも、彼らによれば、学校でのアゼルバイジャン語の禁止や、アゼルバイジャン人活動家や組織運営者への嫌がらせ、アゼルバイジャンの地名変更などの差別行為を政府が行っていると報告している。また、アゼルバイジャン人の政治犯の多くはアゼルバイジャン人のための文化的、言語的権利を主張して投獄されていると主張していた。政府はその一部を「イスラム国家に対する反抗」容疑で告発した。

(2013年) 6月26日、HRANAによると、ウルミア出身の諜報部員サハンド山斜面で国際拷問防止デー (International Day Against Torture) の式典に向かう途中の36人のアゼルバイジャン人活動家を逮捕した。当局はウルミアの諜報局で取り調べを行った後、うち30人を釈放したと報じられている。ブロガーのヴァヒド・ファズプール・キアクサル (Vahid Faezpour Kiaksar) を含む残る6人は拘留されたままであった。彼らの所在と状況に関する詳しい情報は2013年末時点で手に入らなかった。

国内外の人権擁護団体によれば、2013年の間に150万～200万人とも言われる圧倒的にスンニ派が多いバルーチ少数民族に対する深刻な経済的、法的、文化的差別があった。バルーチ人の多い地域はひどく開発が遅れており、教育、雇用、医療、住宅へのアクセスには限りがあった。ゴジネシュ手続によりスンニ派バルーチ人の雇用機会や政治参加は制限され、政府職に就いている者は圧倒的に少ない。バルーチ人ジャーナリストや人権活動家は恣意的な逮捕、身体的虐待、不公正な裁判に直面していた。

メディアや人権擁護関連の国際機関によれば、(2013年) 10月26日、ザーヒダーンの刑務当局が14人の国境警備員が殺された10月25日のバルーチ分離派組織の強制捜査に対する報復で16人のバルーチ人囚人の刑を執行した。

性的指向及び性同一性に基づく社会的虐待、差別、暴力行為

法律では、合意に基づく同性間の性的行為を犯罪とみなしており、死刑又は鞭打ちの刑に処せられる場合がある。治安部隊はゲイであると疑った個人に嫌がらせをし、逮捕、拘禁した。治安部隊が家宅捜査し、LGBTに関する情報を載せたインターネットサイトを監視したこともあった。ソドミー（男色家）と告発された者は、略式裁判を受けることが多く、証拠基準が常に達成されるわけではなかった。男性同士の性行為に対する処罰は女性間の場合より厳しかった。

国営報道機関によれば、IRGC及びバヌージの当局者が（2013年）10月8日ケルマーンシャーで「ゲイ」とされる人物の誕生日パーティに押し入った。当局らは80人の参加者の指紋をとり取調べ、電子機器やパスワードを押収し、一部をむち打ちの刑や電気ショックにかけ、17人が逮捕され、拘留所でさらに虐待的な扱いを受けている（殴打、裸にされ写真にとられる、模擬処刑に処されるなど）との報道がなされた。治安部隊は一週間以内に全員を告訴せず保釈し、所持品を返却した。2013年末で何の告訴手続きも行われていない。

政府はLGBT問題に関連する資料は全て検閲した。国内には複数の関連NGOが無登録のまま活動しているが、LGBT社会を支援するほとんどの活動は国外で行われていた。国際的なNGOによれば、若いゲイは、家族や宗教関係者、学校の指導者や地域の年長者から嫌がらせや虐待を受けていた。中には同性間の性行為疑惑で大学を退学させられた人もいたとの報告がある。

国連特別報告官が2月に行った報告書では、インタビューした24人のLGBTのうち15人が性的指向や他のLGBTとの関わりで少なくとも一度は逮捕されたことがあると回答した旨伝えている。13人が、拘留中に保安当局者の拷問や暴力（パンチやキック、警棒での殴打、性的暴行、はては強姦）を受けたと言っていた。多くの人が家では家族にたたかれたが当局に通報すれば自分たちが犯罪容疑でつかまることを恐れたと報告していた。

LGBTの権利擁護活動家は政府の脅迫や告発にあっていた。（2013年）8月20日、当局は不倫とソドミーの容疑を掛けられていた個人を弁護したジャバド・ホウタン・キアン(Javad Houtan Kian)弁護士をタブリーズ刑務所から釈放した。

法律ではトランスジェンダーは精神異常者としているが、政府は、性別適合手術に補助金では最高450万トマン（1,800ドル）、融資では最高550万トマン(2,200ドル)までの金銭的支援をトランスジェンダーに支給した。さらに、協力労働社会福祉省が保険会社に手術費用も適用範囲に加えることを義務付けている。手術を受けた者はしかるべき性別データを載

せた新しい身分証明書類を裁判所に申請することができる。報道によれば、政府は効率的かつ透明性の高い形でそれを提供していた。人権活動家やNGOは、LGBTの中には性別の曖昧さゆえの法律的、社会的な影響を回避するために手術を受けるよう助言を受けた者もあったと報告している。

その他の社会的暴力又は差別

HIV/AIDS感染者への対応や金銭的その他の支援を行う政府のプログラムはあるが、海外の通信社や組織の報告によれば、感染者と分かった者は学校や職場など広く社会的差別を受けていた。

第7節 労働者の権利

a. 団結権及び団体交渉権

憲法では結社の自由を定めているが、憲法も労働法も労働組合権について明記していない。法律では、労働者はどの職場でもイスラム教に基づく労働評議会や組合を設立できると定めているが、こうした組織の権利や責務は労働組合に対する国際的基準には程遠い。イスラム労働評議会が設立されている職場では、他の形態の労働者代表（経営参加）制度は認められていない。法律では労働協約の体系化と締結については事前の承認を義務付けており、ストライキ権については定めていない。ストライキはどの部門でも禁じられているが、民間企業の社員は職場内で「平和的」な活動を行うことはできる。法律は社員5人以下の組織には適用されない。

結社の自由と団体交渉権は尊重されていなかった。政府は結社の自由をひどく制約し、労働者の組織化に干渉した。政府は、労働活動家を投獄したり、嫌がらせをしたり、活動を制約したりした。

内務省、労働省、イスラム情報機構（Islamic Information Organization）が、労働評議会の規約、運営規則、選出手続きを決めていた。ワーカーズハウス（Workers' House）が変わらず唯一の正式に承認された全国労働組織だった。ワーカーズハウスの指導層が、従業員35人以上の工業、農業、サービス関連組織のイスラム労働評議会との活動を監督調整していた。2013年の間に、政府は労働者に政府が支援する評議会への加入を強要した。ICHRIによれば、労働評議会は、労使代表で構成されるが、基本的には独立した組合を運営しようという労働者の努力を台無しにする経営主導型の組合であった。それでも、一時解雇や免職を阻止できることもあった。人権擁護組織によれば、雇用主は定期的に労働組合活動

を理由に労働活動家を首にしていた。市民でない労働者を代表する労働組織はなかった。

海外メディアの報告によれば、治安部隊は相変わらず労働者がストライキを計画、実行しようとするやと恣意的な逮捕や暴力で対抗した。ストライキや労働者の抗議があると警察が激しく抵抗することが多く、治安部隊は日常的に主要企業に目を光らせていた。保安及び司法当局者は依然として労働者組織結成調整委員会（Coordinating Committee to Form Workers' Organizations）のメンバーに嫌がらせをし、拘留、投獄をしていた。ICHRIによれば、（2013年）3月7日、サナンダージュの諜報当局者が調整委員会のメンバーであるガレブ・ホッセイニ(Ghaleb Hosseini)、カレド・ホッセイニ(Khaled Hosseini)、ハメド・モハンマドネジャド(Hamed Mohammadnejad)、バフザド・ファラジョラヒ(Behzad Farajollahi)、ヴァファ・ガーデリ(Vafa Ghaderi)、及びアリ・アザディ(Ali Azadi)の自宅を一斉に家宅捜査し、6人を逮捕した。（2013年）4月9日から5月9日の間に、当局は5,000万トマンから1億5,000万トマン（20,000～60,000ドル）の保釈金で全員を釈放した。7月には、サナンダージュ革命裁判所第1支部が委員会加入に対してガーデリに懲役1年の刑を科した。その後、サナンダージュ上訴裁判所が5か月に減刑した。2013年末時点で彼はまだサナンダージュ刑務所で刑に服していた。3月7日にサナンダージュで逮捕された他の5人のメンバーは、2013年末時点で保釈中の身として判決を待っている。

過去の案件に動きがあった。（2013年）1月1日、2012年12月にブカンで当局に逮捕された調整委員会のメンバーであるジャマル・ミナシリ(Jamal Minashiri)、エブラヒム・モスタファプール(Ebrahim Mostaphapour)、ガセム・モスタファプール(Ghasem Mostaphapour)、モハンマド・カリミ(Mohammad Karimi)、及びハディ・タノマンド(Hadi Tanomand)が保釈金を出して釈放された。2月11日には、ブカン裁判所が5人全員に「国家安全保障を脅かす行為」容疑で裁判にかけた。2013年末時点における彼らの状況と所在について詳細な情報は手に入らなかった。

レザ・シャハビ(Reza Shahabi)は2013年末時点で、組合活動に関連して「反体制プロパガンダを広め」「国家安全保障を脅かす集会と共謀を行った」容疑で2012年5月に出た懲役6年の刑に服していた。同様に、クルド人活動家であり調整委員会メンバーのペドラム・ナスロラヒ(Pedram Nasrollahi)も2013年末時点で、2012年11月に組合を結成しようとしたとして科された懲役19か月の刑に服したところだった。

労働活動に対してタブリーズで懲役5年の刑に服している2011年のモハンマド・ジャラヒ(Mohammad Jarahi)事件で、司法当局はがん性甲状腺の摘出手術を行った後に一時帰宅を認めなかった。2013年末時点でまだ獄中にあつた。2011年に組合活動参加で投獄されたシャーロフ・ザマニ(Shahrokh Zamani)も獄中にあつた。

教育従事者の国際連合であるエデュケーションインターナショナル (Education International) その他の情報によれば、政府当局は依然としてイラン教員組合 (Iranian Teachers Trade Association) の会合開催を防止し、メンバーへの嫌がらせや拘禁を続けていた。2012年10月のHRWの報告によれば、当局は2009年以降国家安全保障を理由に少なくとも39人の教師を拘留した。賃上げデモなど組合活動に関連して、15人が実刑、他に3人が死刑判決を受けたと報じられている。

b. 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、政府は法律を有効に執行していなかった。強制労働を伺わせるような状態が、建設、家事労働、農業部門で時折見られ、特にアフガニスタン人の成人男性の間に多かった。家族その他が子供を強制的に働かせていた。政府は2013年中に、何ら目立った取り組みを行っていない。

国務省の*Trafficking in Persons Report* (www.state.gov/j/tip/) も参照。

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律では15歳未満の未成年者の雇用を禁じており、18歳未満の未成年の雇用に制限を課している (重労働や夜間労働の禁止など)。しかし、法律では、児童が農業や家事労働、一部零細事業では12歳からの労働を認めている。政府は児童労働に関連する法律を適切に監視施行しておらず、児童労働は依然重大問題のままとなっている。

報告によれば、特にアフガニスタン出身の相当数の子どもが、主な都市部の露天商で働いていた。児童労働は絨毯製造でも報告されていた。子供たちは物乞いもしており、無理やり指輪をせがむよう強いられていた子もいた。

d. 受入れ可能な労働条件

政府は、手当や賞与を入れない最低月給を487,125 トマン (195ドル) と設定している。これは2012年の389,700トマン (156ドル) からわずかばかり増加したが、2013年の間のインフレや法定平価の変化により、国内通信社メヘルの8月の報道によれば、実質最低賃金は2012年から6.6%下がった。労働省によれば、4人家族の平均生活費は月180万トマン (720ドル) である。イラン労働通信社 (Iranian Labor News Agency) との1月のインタビューで、ある国内の労働専門家は、国内の労働者の80%以上は極貧生活を怒っており、都市部の貧困所得

水準は4人家族で120万トマン（480ドル）と伝えていた。

法律では、週休1日（一般に金曜日）の最低6日、週48時間労働、最低12日間の有給休暇、及び複数の有給公休日を定めている。これを超過する労働時間については超過勤務手当が出る。法律では残業をした従業員には時給の4割増しの支払いを義務付けている。超過勤務は法律で強制されていない。法律では従業員10人未満の職場の労働者については扱っておらず、非市民には適用されない。

国内の多くの労働者は相変わらず臨時雇いであり、常勤の被請負業務に付与される多くの保護が与えられていなかった。理由もなくいつでも解雇できた。同様に、小規模事業者や非公式経済部門で働く多くの労働者には基本的保護もなかった。低賃金、不払い、契約慣行に伴う雇用の不安はやはりストライキや抗議運動の主な要因であった。

移民労働者（多くはアフガニスタン人）は、最低賃金を下回る報酬、不払い、強制的な残業、移動中に食糧も水も衛生的な施設も利用できない略式強制送還など、虐待的な労働条件にさらされることもあった。建設、農業、運輸、小売り、繊維業界では、移民の非公式雇用が普通だった。

労働監査や労働法の執行に関する具体的な情報は手に入らなかった。法律では労働安全衛生基準を定めているが、これらは公式、非公式部門とも有効に執行されていなかった。国内外の労働組織は、労働環境が危険なため年間に何千人もの労働者が死亡していると訴えている。（2013年）4月23日、海外のNGO Sudwind は、監察医の報告書によれば、1日に平均5人の労働者が業務上の事故で死亡している。政府が違反行為の防止や労働条件の改善に向けた相当な措置を2013年の間に講じたかどうかは明らかではなかった。